

令和2年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年3月11日	午前10時00分	議長	本田 学	
	散会	令和2年3月11日	午後5時11分	議長	本田 学	
応（不応）招議 員及び出席並 びに欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す  ▲○ 公務欠席を示す	1 2 3 4 6 7  8	中村佳代子 三輪隼平 久保広幸 谷 郁 司 多胡裕司 渡辺三義  本田 学	○ ○ ○ ○ ○ ○  ○		
会議録署名議員	渡辺三義		中村佳代子			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	飯尾清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	会計管理者・町民課長	棟方勝則		
	総 務 課 長	芳賀均	産業振興課長	副島俊樹		
	建 設 課 長	清水光明	保健福祉センター次長	丹野景広		
	総 務 課 参 事	高橋直人	国保児童診療所事務長	（丹野景広）		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	空井猛壽	総 務 課 主 幹	菅原靖志		
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					

会 議 の 経 過	別紙のとおり
-----------	--------

◎ 議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	1 0	町道路線の廃止について
4	1 1	町道路線の認定について
5	1 2	定住自立圏形成協定の変更について
6	1 3	第 6 期陸別町総合計画基本構想及び基本計画について
7	1 4	陸別町公共草地条例の一部を改正する条例
8	1 5	陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例
9	1 6	陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例
10	1 7	陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
11	1 8	陸別町改良住宅管理条例の一部を改正する条例
12	1 9	陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例

◎ 会議に付した事件

議事日程のとおり

開議 午前10時00分

○議長（本田 学君） 多胡議員、農業委員長より、遅参する旨、報告がありました。

---

◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、7番渡辺議員、1番中村議員を指名します。

---

◎日程第2 一般質問

---

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 3番久保であります。

それでは、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

通告に従いまして、きょうは次世代につなぐまちづくり及び第6期陸別町総合計画につきまして町長にお伺いします。

それでは、最初に次世代につなぐまちづくりについてお伺いします。

この次世代につなぐまちづくりという言葉は、同じ意味合いで、持続可能なまちづくりという表現が多用されていると思います。

これまでにさまざまな施策に取り組み続けてきた当町の努力には一定の評価が必要ですが、社会情勢の変化がそれに増して大きいため、まちづくりに対する努力が埋没しかねない状況になっているのではないかと考えております。

既にまちづくりの主体は私たちの次の世代に移りつつありますが、来たる令和2年度を初年度とする第6期陸別町総合計画を初めとするさまざまな構想や計画において、まちの将来像を示して、次代につなぐ必要があるものと考えております。

いずれにしても、このテーマは極めて広範多岐にわたる内容になるわけですが、きょうは、その一旦であります地域における福祉サービス供給体制の見直しと、安全・安心な暮らしを守る地域の防災・減災の取り組み、そして、国の働き方改革への対応について取り上げたいと思います。

なお、これは申し上げるまでもないことではありますが、まちづくりを考えるに当たっ

ては、産業の振興がそれらと両輪をなすわけであります。特に当町の基幹産業の一つであります畜産業においては、環境負荷の軽減を目的とする経営基盤の整備が急がれておりますが、それらにつきましては、別の機会に取り上げてみたいと思っております。

それでは、順にお伺いしていくこととなりますが、その前に、通告の具体的な内容からは若干外れるものの、このまちづくりを考えるに当たって共通する身近な地縁団体であります町内会のあり方について考えてみたいと思います。

少子高齢化の加速に伴い、地域社会の担い手となる人的資源が減少していく中で、町民一人一人の役割の重みが増していき、まちづくりに主体的にかかわりが持てる仕組みをつくるのが急がれております。

町内会活動につきましては、前議会定例会において同僚議員がただしているところでありますが、町の財政事情がますます厳しくなっていく中で、これまでの住民サービスを維持し、多様化、増大化するニーズに対応していくには、行政だけでは不可能であり、これからのまちづくりは住民と行政が役割分担を明確化して、今まで以上に住民の主体的な参加と協力による住民自治のウエートを高めていく必要があります。

町民の皆さんがともに力を合わせ、生活環境や高齢社会等の地域の問題を地域の総力で解決していく取り組みが必要で、当町の場合、それらを担うのが町内会もしくは自治会ということになると思います。

町内会もしくは自治会は、一定の区域を単位として、その地域に住む町民同士が助け合い、協力し合って住みよい地域社会をつくっていかうとする、その区域の世帯を主体に、自主的に組織された団体とされており、市区町村が設置する行政区とは趣が異なるものと言われております。

北海道町内会連合会のホームページによりますと、当町の町内会数は現在31単位とされており、その主な活動は、関係機関、団体が主催する事業への参加、連絡事項の周知、行政懇談会への協力などが上げられております。

しかし、その実態は、特に農村部では、加入世帯の急激な減少によって、自治会としての活動が難しい状況になっており、再編を求める声も出ていて、陸別町自治会連合会定期総会の資料としても再編案は示されておりますが、これを具体的にとり進めるにはどのような手順が必要になるのか、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、町内会並びに自治会の皆様には、行政の補完的な役割を担っていただいておりますことに、この場をかりてお礼を申し上げたいと、そのように思います。

また、御質問の再編に関しましては、過去の例を申しますと、行政が主導して行うというのではなくて、自治会同士で話し合いを持ち、双方の合意により再編されてきたという経緯になっております。

再編された場合には、その旨を町に報告いただくことで、自治会活動等促進交付金規

則により、再編前の自治会の数に応じて運営費の交付金が交付されるということになっているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま答弁いただきまして、自主的な組織であるということは私どもも理解しなければならないところであります。その上での質問ということでありますので、御了解いただきたいと思います。

町民参加による自治会活動等の促進を図るためとして、これに必要な経費、ただいま町長の答弁にありましたように、自治会活動等促進交付金が交付されていて、その交付基準を見ますと、市街地とその他の地区とに区分されており、1世帯当たりの世帯割額は同一であります。均等割額には格差を設けております。

これも北海道町内会連合会のホームページによりますが、当町の世帯加入率は100%となっております。しかし、実態は、町内会に加入する意思を持っていない方もいるようでありますが、それらの方に対する連絡事項の周知などの活動に支障がないのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問のように、確かに近年、町内会等に参加していない方がいるということは伺っております。町内会に参加していない場合には、回覧等が届かないと、そういうことになります。ただし、広報誌や暮らしのカレンダーなどはホームページ上で見ることができますし、カウンターにも配置しておりまして、実際に毎月来庁して持っていかれている方もいらっしゃいます。

また、単身者住宅に関しましては、町内会の加入の有無にかかわらず、回覧が滞ってしまうということも聞かれております。ある町内会では、単身者住宅に限り、役員の方が1戸1戸届けているということも聞いているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今回の町長の答弁と大部分重複するのですが、私が聞き及ぶ範囲のことではありますが、市街地では主に集合住宅に住まわれる世帯の方で、町内会加入の理解が得られず、したがって町内会費の納入もないわけではありますが、当然に広報の回覧は拒否されておりますので、回覧ではなく、渡しきりのものだけを置いてきているという事例もあるということでもあります。

まちづくりには住民参加が不可欠で、個人としての参加も大切だと考えますが、町内会組織の皆さんとの協働、協力も重要であります。町内会活動による住民自治の運営には、地域住民の主体的なかわりに加え、行政による適切なサポートが欠かせないものと思っております。

町内会活動が自主的な組織であることは理解しつつも、その機能を発揮できる適正な規模に再編することを含め、かつてのような町内会活動を維持していくには、行政として解決すべき課題も多いと思っております。

それでは、本題の通告の最初の項目であります、地域における福祉サービス供給体制の見直しについてお伺いします。

現在、当町では、社会福祉法人が二つと、一つの特定非営利活動法人が、高齢者福祉サービス事業と障害福祉サービス事業を運営しておりますが、この二つの事業では、当町に存立する意味合いが異なると思っております。

高齢者福祉サービス事業は、地域に密着するニーズに基づいて、サービスの内容や規模が収れんされてくるのに対して、障害福祉サービス事業は、四十数年前に当町の過疎化に対応するために誘致されたもので、ニーズの創出が目的になっており、いわば産業的な要素を持っていて、他市町村出身者が利用者の多くを占める状況にあります。いずれにも公費を主体に、合わせると数億円規模の資金を町外から獲得しているのであります。

人口減少や少子高齢化の急速な進行によって経済が縮小する一方で、社会保障関係費等の支出の増加が見込まれ、地方自治体の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されております。

また、財政状況の悪化は、職員の削減やそれに伴う行政サービス等の低下につながりかねず、このような背景から、福祉サービスの供給体制を再編することが避けられないものと考えております。

再編を考えるに当たっては、サービスの利用状況、計画されている利用定員に対する実利用人員の割合の実態がどのようになっているのか。当町内で提供されているサービスについてであります。利用者が当町で生まれ育ったか、町外出身者であるかは問わず、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防日常生活支援総合事業を含む通所介護と訪問介護、それから、障害者自立支援に関する施設入所支援、短期入所、生活介護、就労継続支援B型、共同生活援助、そして町単独の事業になりますが、高齢者共同生活支援施設福寿荘、生きがいホーム通所事業、さらには、陸別町福祉住宅からまつハウスについて、その実態は、サービスを提供している事業者から聞き取る必要があるものもありますが、町は指導機関としておのおの現況報告を受けていると思っておりますので、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 前回の9月の定例会に関連した御質問に対しまして、障害福祉サービスも介護保険事業も、ひと昔前と比べるとその様相が大きく変わっていると認識しています。次期の介護保険事業計画、障害者福祉計画策定の際は、人口構造から見た要介護認定者数の変換期であるということ踏まえて、医療福祉施設のゾーン化と経営体の再編について検討していく必要があるかと、そのように考えています。そんな趣旨の回答をさせていただいたと思います。

それでは、御質問の項目ごとに報告させていただきます。

まず、介護及び介護予防関連ですが、介護老人福祉施設では、町内特養定員50人の

ところ、入所者51人となっております。ショートステイの枠、8人のところ、2人分で調整しまして、最大52人まで対応できるというふうに聞いております。

参考までに、町内の方は36人、他市町村住所地特例の方が15人となっております。このほか、町外の施設に入所されている方が3人いらっしゃいます。

短期入所生活介護は、町内特養では1日最大8人、これは入所者との枠調整で、実際は6人のところ5人の利用となっております。ほかに町外利用施設が1人いらっしゃいます。

次、認知症対応型共同生活介護は、現在18人定員のところ、17人の入居となっております。今月の14日に入居される方がおりますので、満室ということになります。

介護予防、日常生活支援総合事業を含めた通所介護と訪問介護についてですが、通所介護は39人が利用されておまして、1月の実績は、1日15人定員に対し、平均11.2人となっております。

訪問介護は12人の利用者で、一時期、利用が減少しましたが、現在は回復しまして、曜日により変動はあるものの、1日平均6件程度の利用となっております。

次に、障害者自立支援関係ですが、施設入所支援では、とまむ園には定員60人に対し58人、みどりの園が定員51人に対し51人となっております。

短期入所では、とまむ園は定員2人に対し0人、みどりの園が定員5人に対し2人と、そういうふうになっています。みどりの園の利用2名につきましては、今後、入所支援に移行見込み、そのように聞いております。

生活介護では、とまむ園では定員60人に対し59人、みどりの園が定員40人に対し42人となっております。

就労継続支援B型では、みどりの園で定員30人に対し、実利用者32人となっております。就労場所は、製材工場、ゲゼレ工房、みどり屋、そのようになっています。

ふれあい共同作業所は、定員11人に対し、現在8人が利用しております。

共同生活援助は、定員46人に対し40人が利用となっております。

次に、町の事業ですが、高齢者共同生活支援施設福寿荘につきましては、居住用8戸に8人が入居されております。

生きがいホーム通所事業は、1日の定員9人で、平均4人弱というふうになっております。

陸別町福祉住宅からまつハウスは6戸中4戸の入居、そのようになっているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま高齢者福祉サービス事業と障害福祉サービス事業、二つの事業について、種別ごとの需給状況をお伺いしましたが、費用対効果だけでは単純に整理できない地域特有の事情があることは理解しつつも、障害福祉サービス事業については、その目的に沿ってニーズを維持、拡大していくことを、事業者には期待し

たいと。というのは、公益的な事業であるからという意味ではありますが、期待したいとしております。

高齢者福祉サービス事業につきましては、これは行政としてのかかわりが大きい中で、その事業再編についてどのように考えておられるのか。今後の検討ということであれば、それがどのような手順で進められるのか、お伺いしたいと思います。

非常にサービスの間口は、陸別は決して少なくない、福祉難民と言われる方も発生していないという面で、ありがたい施策を展開しているだろうと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、人口規模というものがありますので、どこかでやはり収れんされたサービスの提供体制に編成し直さなければならないと思いますが、それらを含めて検討の状況をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、各サービスの提供事業者、法人でも、今後のサービス提供のあり方を協議、研究、計画されているところと認識しております。

町としましては、高齢者サービス調整会議を初めとした関係団体との各種会議等で、それらの情報の集約、共有を行いまして、具体的な施策の検討、また、それぞれの果たすべき役割について議論を深め、介護保険、障害福祉ともに、次期計画作成に向けて精力的に作業を進めたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁、それから、先ほどの質問の内容と重複する部分がございますが、高齢者福祉サービス事業における介護保険事業につきましては、市区町村に事業者の指定や要介護等への利用決定の権限を移譲して、地域に密着したサービスの供給を行おうとするのが国の政策でありますので、それぞれの市区町村はみずからで賄うための体制整備を進めております。

したがいまして、事業の規模は、先ほども出ておりましたが、おのずと自治体の人口規模に沿ったものにならざるを得ないわけでありまして。それに対抗しようとするのであれば、その方法の一つとしては、日本版C C R C構想と言われる、高齢者が健康な段階で地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療、介護が必要なときには継続的なケアを受ける仕組みが地方創生事業の目玉の一つとして推進されておりますが、当町は、地元住民が介護サービスを利用する際の間口が狭まるとして、積極的には取り組まないということでありました。

一方で、障害福祉サービス事業につきましては、先ほども申し上げましたが、いまだ公益的意味合いの強い利用形態のまま、その存立の意義は四十数年前に当町に創立したときと変わっていないと思います。地域の人口減少がとまらない状況の中で、障害福祉サービス事業利用定員を満たし続けられれば、人口総体に占めるウエイトが増していくわけでありまして、施設入所支援だけではなく、就労継続支援の事業においても、ほかの地域では既に障害者版C C R Cの取り組みが始まっておりますが、当町として

は、今後どのように展開していくのが望ましいと、そのようにお考えか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問のＣＣＲＣ、直訳で継続的退職者ケアコミュニティの障害者版の展開についてという御質問であります。一般的なＣＣＲＣにつきましては、町の総合戦略の中に、アクティブシニア事業という移住施策がありますが、障害者を中心としたＣＣＲＣにつきましては、その必要性なども含めまして、先進事例の調査、研究を行いたいと、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） このＣＣＲＣにつきましては、平成28年7月、本別町、足寄町との3町で十勝東北部移住サポートセンター、これを設置しております。そして、その効用というか効果については一度質問した経緯がございますので、その部分は理解しております。

社会保障関係費用、これは国、地方ともに、ほかの分野に比べて極めて高い割合を占めております。携わる人員も多く、財政運営上の課題も大きい状況にあります。地域には現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題があります。これらの生活課題には、誰しもがいつかは遭遇することありますので、その課題をみずからの問題であると認識し、地域でそれを共有して、解決に向かうような仕組みをつくっていくことがこれからの安全・安心な暮らしを守るための準備として必要なことになってくると言われております。

今後、次期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定における実態調査やニーズ調査との整合性に基ついた施策の実践を期待するものであります。

それでは、続きまして、安全・安心な暮らしを守る地域の防災・減災の取り組みについてお伺いたします。

きょうは過去に質問させていただいた防災行政無線個別受信機の配備、そして、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する防災対策についての現状をお聞きします。

まずは防災行政無線個別受信機の配備についてであります。国の2019年度補正予算において、総務省は、台風や大雨などの際に、住民に避難情報を伝える防災行政無線の個別受信機について、配備が十分に進んでいない市町村を対象に、計1万台程度の整備を支援する関連経費を盛り込んでおります。

消防庁によりますと、個別受信機の配備に取り組んでいる市町村は、昨年3月末時点で全体の74%と言われ、各世帯に十分行き渡っていないケースもあるため、国費を投入し、積極的に設置を働きかけるとして、配備計画の策定を条件に、受信機とアンテナを無償で貸し付け、工事費の一部も特別地方交付税で財政支援するということでもあります。

当町は、平成28年度から5カ年間の計画で既存設備の更新事業として防災行政無線

愛の鐘の整備を進めておりますが、この整備が完了した段階においても、全戸聴取体制を確立するには至らないということであります。

自然災害等における避難勧告などの伝達方法につきましては、これまでも何度か質問させていただいているところでありますが、広報車、防災行政無線及び個別訪問によるのが有効としつつも、広範囲の伝達方法については、今後、有用な方法を検討したいとする中で、防災行政無線の全戸聴取体制を確立するための個別受信機を設置することにつきましては、経費負担の事情で難しいとの認識が示されておりました。

そのような経緯の中で、このたび、冒頭の国の支援政策が設けられたわけでありますが、当町としては検討する余地がないということなのか。管内でも今定例会における予算の補正で、この整備を検討していることが報じられている町村がございます。当町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の補正予算の概要を申しますと、全国で1万台の受信機とアンテナを無償で配備するというものですが、50の市町村程度を選ぶということから、国が配備するとしている台数も限られておまして、50市町村で1万台ですから、簡単に計算すると約200台ということになりますか。以前の電波伝搬調査結果によりますと、アンテナも種類がありまして、さらには、中継局の設置も必要となるわけでありまして。また、財政的なことを申し上げますと、防災行政無線、いわゆる愛の鐘のデジタル化が5年かけて令和2年度に完了するというタイミングであります。

一昨年の9月議会での久保議員の一般質問の際にもお話ししましたが、事業費は約1億3,500万円ほど超えると見込んでおまして、大部分が単費の支出となる今回の施策には乗れないと、そのように考えております。

将来、今以上に通信技術等がまた発達、向上してきて、陸別に見合ったものができた場合、またその時点で考えてみる必要があるのかなど、現在、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま一昨年の9月議会定例会で町長の答弁をいただきました内容に触れていただきましたが、確かに1億3,500万円ぐらいが必要だということで、受信機自体も1台6万円程度がかかると。それから、中継局も必要ということは聞いておりました。

そういうことで、今回の国の支援政策に乗れないかということで提案申し上げたわけでありまして、全国で限られた市区町村ということが、一つの枠がはまっているということであれば、やはり簡単にはいかないということも理解せざるを得ないということになるわけでありまして。

この個別受信機設置に係る国の予算額は4億2,000万円と財政計画では言われております。防災行政無線は整備しているが、これは一つの考え方でありまして、個別受

信機を配備していない全国219市町村のうち、今後の配備見込みの低い市町村に機器を用いたデモンストレーションを行うとしております。この個別受信機設置に関する国の支援策は、普及率から考えますと、これがきっと最後になるのではないかと予想されております。何とかこのデモンストレーションも含めて整備する方向で検討してほしいと思っております。

それでは、次に、急傾斜地崩壊危険箇所等に対する防災対策についてであります。このことは平成30年9月議会定例会において、町内の該当箇所に関する基礎調査の実施を伺っているところでありますが、当時は栄町の崩落箇所について、平成29年度に調査が終了して、著しい被害の恐れのある区域と判断されており、この調査結果をもとに、関係機関と対応策を協議するとしておりました。このことを踏まえ、一昨年に保全工事が施工され、さらには、今年度の大規模な補修工事に至っているものと思っております。

あわせて、当時の答弁では、翌平成30年度にも21カ所の基礎調査が行われるとのことでありましたが、その調査結果についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の基礎調査結果につきましては、今月の4日付の文書で通知があったところであります。

御指摘のとおり、平成29年度より土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして、平成29年度に栄町の急傾斜地崩壊危険箇所1カ所、平成30年度に土砂流危険溪流11カ所並びに急傾斜地崩壊危険箇所10カ所の計21カ所、そして本年度は、地滑り危険箇所4カ所の合計26カ所の調査が北海道により行われました。

箇所ごとの個別の状況については割愛しますが、26カ所中12カ所について、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの設定がされ、調査箇所全てについて土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの設定がされたところです。

3カ年の調査が完了したことにより、今後、北海道知事による土砂災害特別警戒区域指定の告示がなされますが、その前段に、該当箇所に居住される住民を対象に、住民説明会を行う方向で北海道と協議をしているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 調査結果につきまして、今後どのように町民に周知するのかという質問を考えていたわけでありましたが、ただいま町長が答弁されましたように、住民説明会が今後行われるということであれば、周知が行き届くのだろうと、そのように考えておりますので、これはそのように実施していただきたいと思っております。

これは総務省が示していることではありますが、大災害が相次ぐ中、技術職員が足りなければ、事前の防災対策や復旧事業などが滞りかねないとの危機意識から、インフラ整備などを担当する技術職員が足りない市区町村に対する財政的に支援する仕組みとし

て、都道府県が技術職員を一括して採用し、不足している市区町村に派遣する制度を検討していると言われておりますが、その具体的な動きがあるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 令和2年度地方財政対策に盛り込まれている政策の一つだと思います。大規模災害時の中長期派遣要員の確保のほか、平時の技術職員不足の町村支援も、議員おっしゃるように含まれております。

財政措置としては、市町村分は特別交付税措置となっております。ただ、6日付の報道によりますと、この財政支援を受け、令和2年度に増員予定なのは五つの府県だけということでありまして、19都府県は採用難を背景に見送りを決めていて、23道県は検討中とのことでもあります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、続きまして、国の働き方改革の対応について伺います。

これは急速な少子高齢化の進展に伴う担い手不足など、社会経済情勢の変化に対応できる活力ある社会の実現を図るための政策と言われておりますが、きょうは、そのごく一部ではありますが、関係法令改正の対応、そして、次世代育成支援対策についての現状を検証してみたいと思います。

まずは、関係法令改正の対応について伺います。

労働者を雇い入れるに当たって、その条件を提示する際には、真っ先に地域の事情を全面に出しがちであります。現在も、また、これからも労働力不足が続くであろう状況下では、最低でもグローバルスタンダードの就労環境を用意しなければ、担い手は確保できないと思います。このことは、事業規模の小さい事業者にとりましては大きな負担になるわけではありますが、それが人材確保のスタートラインにつくための最低条件になるものと認識しなければならないと思います。そして、民間事業者が対応できない部分をサポートするのが行政としての唯一無二の存在意義だと思います。

人材不足が重大な経営問題となる中、次期陸別町総合計画においても、時代の潮流とまちづくりの課題として、今日、人々の意識は、物質的な豊かさから精神的な豊かさを求めるものへと変化していると同時に、価値観の多様性が進み、個人を重視したライフスタイルになっていきますと分析しております。

国は、働き方改革を目的に労働基準法を改正しておりますが、その主なものとして、時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得を義務づけることなどを制度化しております。

当町は、労働施策として、地元雇用促進事業補助金及び緊急雇用対策事業を実施しております。ともに雇用を促進することで、定住化の促進と地域経済の活性化を目的とするものであります。いずれも事業主に対して雇用の創出を促すもので、その意味では一定の成果がもたらされておりますし、労働者の就業環境の改善としても、地元雇用促

進事業補助金では、社会保険の加入を助成要件にするなどのメリットのある内容になっております。

労働環境が売り手市場にあって、少子化の進行によって今後もそれが続くとされている状況下で、国の目指す方向性を理解しなければならないわけではありますが、一方で、当町のような地方の経済環境においては、過度に働き方改革を押し進めようとした場合、雇用の機会を失いかねない懸念もあるのではないかと思います。いかがか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地域経済が成長していく環境下にないと、働き方改革がなかなか進められないというのは、ただいま議員がおっしゃったとおりだと、そのように私も思っております。

国の経済対策が地方、とりわけ当町まで浸透してきていないと感じているのは私だけではないと、そのように思います。町内の経済問題だけではなくて、全業界において、承継問題が生じていることも、安定した将来の経営に影を落として働き方改革推進の障壁になっているとも考えられると、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この働き方改革に伴う、先ほど申しあげました年次有給休暇の取得促進についてであります。国及び地方自治体の委託業務における労務費の積算において、既に反映されているようではありますが、当町の委託業務及びまたは指定管理業務において、そのような対応がとられているのか、お伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現時点におきましては、単独事業に関しましては、労務費の積算には反映しておりません。前の質問の答弁と重なりますが、現実の問題として、当町の場合、労務費のこととあわせて、人員の確保の難しさもあります。ただし、法律での定めでありますので、今後の課題とさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほど年次有給休暇の取得の促進についてだけ申しあげましたが、例えば他の市町村の委託業務の入札に当たっての仕様書を見ましたら、例えば有給休暇は何日を積算することとかという指定をしているわけであります。そういうことで、当町もいずれはそういうことになっていくのかなと、そういうことも考えながらの質問であったと御理解いただきたいと思います。

次に、次世代育成支援対策について伺います。

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速、重点的に推進することを目的に、平成15年に施行された次世代育成支援対策推進法では、国の行動計画策定指針に即して、5年ごとに市町村と

行動計画を策定することが求められております。

このことに基づきまして、町職員については、平成28年3月に陸別町特定事業主行動計画を策定して公表しておりますが、これは地方公共団体を特定事業主として位置づけるものであります。

一方で、企業等の一般事業主行動計画、これは企業等の規模によって義務から努力義務まで定められておりますが、町内においてはそれがどのような状況にあるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 企業等の一般事業主行動計画につきましては、101人以上の企業等で、その策定、届け出、公表、周知が義務づけられておりまして、町内では北勝光生会が平成27年の3月に最初の策定を行って、以降、3回更新して、現在の内容は令和2年度までになっていると、そのように聞いております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 町職員の陸別町特定事業主行動計画、これを見ましたら、やはり有給休暇の取得率は上がりつつあるのだろうと、毎年度の公表されておりますのを見たら、あります。ただ、一般事業主で、特に出ておりました社会福祉事業においては、なかなか人材の確保ができないということで、有給休暇の取得率を上げるというのは現実的には難しいだろうと考えております。ただ、法律がそうでありまして、先ほど言いましたように、雇用環境は、やはりグローバルな基準で見ないと、働き手が集まらないということで、努力していただきたいと私も願うところであります。

付随いたしまして質問させていただきますが、平成15年度以降、各市町村が策定しております次世代育成支援地域行動計画、これにつきまして、当町ではどのように取り扱われているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 当町の計画につきましては、平成17年度から平成26年度までの10年間、前期、後期に分けて次世代育成支援行動計画を策定しておりましたが、平成27年4月施行の子ども・子育て新制度により、陸別町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。本計画は平成27年度から平成31年度を計画期間とした第1期計画となっております。令和2年度から令和6年度までの第2期計画を現在策定作業中であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 以上申し上げてまいりました次世代育成支援事業に関する事務事業を所掌する組織として、陸別町子ども・子育て支援会議が設置されておりますが、そこではどのような検討、意見聴取が行われているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町子ども・子育て支援会議、これは子ども・子育てに関す

る事業について、ニーズに即した効果的、効率的な運用実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を聴取するため、設置すると要綱で定めております。

会議では、主として計画策定にかかわるニーズ調査、アンケートや何かを含めますが、その内容や回答の分析に基づいた計画素案についての御意見、御質問、協議をしていただいております。

今年度は、会議をこれまで2回開催いたしました。3回目を来週、最終4回目を今月末に行う予定としております。しかしながら、感染対策として、書面会議の形での開催も検討しております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 次世代支援地域行動計画、これを陸別町子ども・子育て支援事業計画に移行しているということは、ただいまいただいている計画でもそのとおりになっておりますので、理解しているところであります。

それで、この計画を見まして、分野別の施策を展開してきておりますが、次年度から第2期目となるわけではありますが、ニーズ調査に基づいて、現行の計画が策定されておりまして、五つの基本目標について24の基本施策が掲げられております。

質問時間の関係もありますので、その中の2点、子育て支援センター事業と要保護児童対策地域協議会、この活動状況についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 子育て支援センター、これは地域子育て支援事業を担うものとして、子育て相談や育児の情報共有と親子の交流、学びの講座としての機能を持つ場所として、保健福祉センター所管で事業を行っています。

保健センターの一角に週5日、午前中のみではありますが、専任保育士を配置し、子育て親子広場を開設しまして、1日平均5組、多いときは10組以上の親子の利用があります。また、必要に応じ、保健師、あるいは支援専門員の対応を行っておりまして、個別の対応を午後から行うこともあります。

要保護児童対策地域協議会は、平成18年3月に設置いたしました。児童虐待の予防対策や、虐待に対する対応を、警察、また、児童相談所を含む関係機関の代表者らで構成する代表者会議を年1回、必要に応じ、事務担当者会議、務担当者会議、個別ケース検討会議などを開催しております。

令和元年度は6月に代表者会議、個別ケース検討会議を、日数では3日ですが、ケースごとに参集範囲が変わるため、回数としては7回の会議を行っております。内容につきましては、児童の虐待というのが主なものとなっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 冒頭でも申し上げましたが、当町は管内有数の子育て支援施策を講じているにもかかわらず、少子高齢化がとどまらない状況にあります。子ども・子育て支援事業計画の推進に当たっては、行政のみならず、子育てにかかわる機関、企

業、そして町民個々との連携が必要で、その視点に立った施策を押し進めていただきたいと、そのように考えております。

それでは、時間もございませんので、通告の2点目であります、第6期陸別町総合計画についてお伺いします。

令和2年度からの10カ年間を計画期間とする第6期総合計画には、陸別町の将来像を「人と自然が響き合う・日本一寒い町・りくべつ」として、自然ととけ合う豊かな地域産業のまち、支え合いで心と体の幸せをつくるまち、快適に暮らせる心地よい生活環境のまち、豊かな心を育む学びと人づくりのまち、ふれあい交流でつくる温かなまちの五つの基本目標を掲げております。

この計画の策定に当たっては、業務委託の方法をとっておりますが、その作業経過としては、1年ほど前から町商工会やJA、福祉関係団体などとの協議を重ねるとともに、町部局内での検討を含め、下部での議論、討論は充実しているとの説明を受けており、また、ことし1月下旬からの約1カ月間にわたってパブリックコメントによる意見募集も行われていて、まちづくり推進会議への諮問と答申を経て、議会への提案に至ったものと思っております。このパブリックコメント及びまちづくり推進会議では、どのような具体的な意見が出されたのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） パブリックコメントにつきましては、令和2年1月20日から2月17日の期間において実施いたしました。町内回覧、町ホームページにより、実施についての周知を行い、計画案の閲覧については、役場及び町ホームページから閲覧できるようにし、期間中に町内の女性1名から1件の意見が寄せられました。

この意見の内容といたしましては、町内の公園を、観光、雇用の促進につながる利活用、また、町民が気軽に利用できるよう、充実した遊具のある公園となるよう、陸別パークプラン2020のような委員会をつくっていただき、公園づくりに町民がかかわれるような場を設けていただきたい旨の御意見をいただきました。

本意見に対しては、基本計画の3-5、公園緑地の整備の施策の中で、公園の利便性の向上や子供たちの遊び場としての役割を發揮できるよう、地域住民の皆さんと連携のもと、整備を進める旨を記載してありまして、本意見については、今後の参考意見といたしました。

まちづくり推進会議につきましては、第6期総合計画策定に当たりまして、アンケート結果や基本構想、基本計画素案と、段階から随時情報提供を行ってまいりました。

パブリックコメント終了後の令和2年2月18日に第6期陸別町総合計画基本構想、基本計画について正式に諮問し、同月21日と28日に慎重に御審議いただき、2月28日付で計画案について承認する旨の答申をいただいております。

委員の皆様からの意見としましては、基本施策2-5、高齢者支援の充実、同2-6、障害者支援の充実の施策において、認知症の方や障害者の方の権利擁護に係る文言

が必要ではないかという意見をいただいております。

本意見に対しては、計画書においては、基本方針として、2－5においては、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進める旨を、また、2－6においては、障害の有無にかかわらず、全ての人が地域で自立、安心して暮らせることができる環境整備を推進する旨を記載しており、現時点でも成年後見人にかかわる取り組みなどの権利擁護にかかわる取り組みを実施しており、今後においても相談体制の充実などを図っていくことになり、文言の有無にかかわらず、計画の中でも高齢者や障害者の方の権利を守る取り組みは必要な政策である旨とらえているということを説明させていただいております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 次期の計画策定を実施するための当町の課題をアンケート調査などに基づき分析しており、計画の序論には、当町の主要な課題が4点列記されております。

それぞれについて要約しますと、1点目は、人口減少に伴う担い手不足として、全ての分野において担い手不足が深刻化すると考えられており、現状のサービス規模を維持することが今後は困難になってくること。

2点目は、生活環境における不便さとして、買い物難民対策や公共交通対策を検討していく必要があること。

3点目は、公共施設やインフラの老朽化対策として、今後、計画的に公共施設やインフラの老朽化対策を進めていく必要があること。

そして4点目は、今後の財政状況を見据えた効果的、効率的な行政運営として、これからの人口減少社会を考えると、これまで以上の効果的、効率的な行政運営が求められ、行政運営においては、煩雑な事務作業の見直しを行うなど、効率化を進めていくことが求められていること、このように分析されておりました、これに対する実施計画というか主な施策をお聞きしたいと思っておりました。時間がございませんので、この部分につきましては、本日午後から第6期陸別町総合計画の提案説明、さらに質疑があると思いますので、そちらのほうでしたいと、そのように考えております。

基本計画における五つの基本目標のうちのふれあいと交流でつくる温かなまちについて、2点伺います。

1点目は、住民参加の推進に関して、個人の自由やプライバシーを重視する風潮が強まり、地域での連帯感や共同意識が薄れつつあると言われている状況下で、きょうの質問の冒頭でもお伺いしましたが、地域活動の最小単位である自治会活動の充実に向けた支援を行うとしておりますが、具体的にはどのような支援が考えられるのか。

そして2点目は、行政改革の推進に関して、主な施策事務事業の成果の検証と見直しに基づく行政経営のマネジメントを推進するとしております。実はこの総合計画策定の過程で、昨年12月に示された修正素案には、行政評価制度等を活用した取り組みが掲

げられておりました。それは多くの市町村が既に取り組んでいることでもありますので、当町としましても期待できるものと思っていたわけではありますが、この議会提案に際してはその部分が削られております。この行政評価制度の取り組みについては、平成28年9月議会定例会において伺っておりますが、その際には、本町のように人口密度が低く、面積が広い自治体は、行政コストが高くなるため、行政評価はなじまないと考えているが、体制のとり方、手法の基準など、他町村の状況を見ながら引き続き検討したいとお答えになっておられました。この行政評価制度の取り組みを削るに至った背景として、修正素案提示の後に行われたパブリックコメントの募集及びまちづくり推進会議での意見を踏まえた結果でこういうことになったのか。

以上2点、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まちづくりを進める上で、住民参加については大変重要なことだと考えておまして、当町における自治会活動については、日ごろから活発だと、そのように感じております。

特に長年続いております町民スポーツレクにおいては、たくさんの町民が自治会ごとに分かれ、熱戦を繰り広げ、この交流が日ごろの共助の活動につながっていると、そのように考えます。

しかしながら、地域の人口減少や価値観の多様化によりまして、活動が困難になっているなどのお話も聞きます。自治会が活動ある取り組みができるよう、支援を行っておりますが、さらなる充実に向けて、新たな取り組みを考えていかななくてはならない時期であると、そのように考えております。

施策事務事業の成果の検証と見直しなどの行政評価につきましては、今後、持続可能なまちづくりを進める上で必要なことだと考えます。毎年、予算編成時、役場内において、長年続いている事業や補助金などは、その評価をしっかりと行い、十分な検討を加えることとし、予算計上を行っているところであります。

行政評価制度とは、町が行っているさまざまな事業について、当初の目的に対して、どのような成果があったかなどの視点から評価し、評価結果に基づいて、行政サービスの改善につながる手法であります。施策の振興状況をチェックする施策評価、活動の成果やコストなどの実績を評価する事務事業評価、行政評価の客観性と透明性を確保するための外部評価で構成されるとされております。

陸別町におきましても、当町の財政規模、人口規模に合った行政評価手法について検討を進める必要があると考えております。

現時点におきましては、総合戦略における重要業績評価指数K P I、また、今回の総合計画の成果指標の進捗状況を参考として、将来の施策に反映させていくという評価方法により、まちづくりを進めていく考えであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 行政評価につきましては、ただいま町長の答弁にもありましたように、施策の進捗状況等の評価については、総合計画の実施計画の3年ごとの見直しとか、そういう面が出てきますので、これは特段の必要性は大きくはないのですが、一つ、最後に町長がおっしゃっておられました外部評価、これによって、限られた財源で行政を運営している上で、施策をどんどんふやすわけにはいかないと。やはり取捨選択をする上で、町民を含めた外部の評価によって施策を削るものは削らなければならないですし、そういう面で行政評価は必要だと、そのように私は考えているわけでありませう。

質問は以上で終わらせていただきますが、次期総合計画においても、広域行政の推進が掲げられております。十勝定住自立圏共生ビジョンに基づき、十勝19市町村における連携の取り組みを推進するとしております。多様化、高度化するニーズに対応するには、効果的、効率的な行政運営が求められております。広域的な視点を持った取り組みが重要になっていることは異論を挟む余地のないことではありますが、政府の地方制度調査会が提言しておりました、圏域を行政主体として法制化する構想は、事実上の市町村合併につながるとして、地方の反発が強いこともあって、中間報告には盛り込まれていないと思っておりますが、政府の考えは変わっていないと思っております。広域連携の推進を足掛かりにして、なし崩し的に市町村合併につなげてくるものと思っております。町財政が今後一層厳しくなることは誰しもが認識は同じではありますが、保有する財源を延命に当てるのか、あるいは、将来の再編、統合は避けられないものとして、その際に、飲み込まれないための先行投資に当てるべきなのか、町民一人一人が考え、合意形成を図らなければならないことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 令和2年3月の予算議会の中での一般質問をさせていただきます。

通告しておりますので、順序よく質問したいと思いますけれども、なかなかまとまった質問もできないかと思っておりますけれども、御了承願います。

今回は、今まで平成29年の9月、あるいは平成30年の9月に渡辺議員が住宅について質問しております。私は平成30年の12月にもしております。何だかんだ質問している中でのずっと議事録を見てみますと、今までも公住に関してというか、住宅関係に関して、三、四回、質問しておりますので、答弁のほうも前の答弁と同じようになる

ような答えがあるのかと思いますけれども、ちょっと違った観点で今回は質問したいなと思っています。

というのは、先回でも言ったのですけれども、いわゆる回覧板によりますと、公住の空き部屋が多いと。私、調べたところによると、1年にまるっきり入らないで1年間空きの家があると。これはやっぱり無駄なことなのだなというふうに感じまして、少しでも公住を利用してもらえる方法をどうしたらいいのかなということを含めて考えた結果の、今回、くどいようですけれども、住宅についての質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、現在の職員住宅、これも条例の中にあるのですけれども、現状と料金の算定方法ということなのですけれども、現状というのは、条例を見ますと、四つほど区分されています、職員住宅。そういうような中で、どのような所在地であって、そして料金というのですか、それもどのぐらいにされているのか、その辺について、お調べがされているのであればちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在の町の職員住宅の現状と料金の算定にということでありますが、町の職員住宅、1棟1戸ございます。それと、医療職員住宅2棟3戸ということでもあります。

町の職員住宅の場所については、もとの阪口さんのところであります。医療職員住宅については、議員も既にわかっていることでないかなと、そんなように思っております。

ちなみに、料金も調べましたので、町の職員住宅、これは先ほど言った旧阪口宅、5,100円になっております。そして、医療職員の住宅、まず、1棟2戸の単身者が1万500円、世帯向けが1万7,400円、1棟1戸の所長のお宅、3万4,300円というふうになっております。

使用料の算定方法ですが、建物の評価額を算出した上で、評価額に対して1,000分の8を乗じた額を12で割った金額、これが月額使用料となっているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長の答弁の中で、職員住宅の家賃の算定についてはということで、これも例規集を見ますと、1,000分の8。私、これからも質問していくのですけれども、公住を見ていると、いわゆる2万円ぐらいの家賃から、ずっと収入に応じてという形をとられているわけなのですけれども、2万円の家賃を職員住宅に当てはめるとすれば、今言った計算式でいくと、3,000万円の住宅を1,000分の8で掛けていくと約2万円ぐらいになるというふうになるかと思うので、今お答えいただいた月1,500円とか、そういうようなことからいくと、値段的というか評価額的にどうなのかわからないけれども、僕が感じた点については、職員住宅は普通の公営住

宅というか、住宅などから見ると、ある程度安いのかなと思っております。住宅を全体的に、後からも質問しますけれども、2万円から2万5,000円というふうにいるいろいろあって、住宅にはいろいろ種類があるということも例規集を見てわかったのですけれども、一つは公営住宅という、公住と言われているもの、それから特公住宅、それから改良住宅、今質問しております職員住宅、それから移住研修センターに入ってもらっている、これも例規集に基づいて調べた結果なのですけれども、それから、福祉住宅、からまつ、それから、高齢者共同生活支援住宅ということが、値段が一つずつ違うのですけれども、大体今言ったように2万円ぐらいの家賃をいただいていると。そこからスタートして、15万8,000円を一つの目安として、それより収入が多い場合、後から収入と所得の関係もちょっと聞きたいのですけれども、一応そういう感じで家賃が入所してくれる人に負担をいただいていると。そういう中で、今言った職員住宅はどのぐらいの評価額かわかりませんが、2万円のもし一般的な住宅とあわせると3,000万円。3,000万円でない住宅なのかなというふうに感じるわけなのですけれども、その辺について、職員住宅については政策的に安いのかなと思うけれども、その辺について、ここで聞いている議員にも誤解を与えないようにするために、ちょっと町長の答弁を願います。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、なるべく丁寧にお答えしていきたいと思うのですが、ちょっと余り詳しい部分でもないのですが、正直、何かあったらまた御質問いただきたいと思うのですが、町の職員住宅、先ほどもとの阪口さんの跡というのは、もう議員も御存じのとおり、20年以上たっている古い建物なので、5,100円という数字になっているところであります。

また、医療職員住宅につきましては、1棟1戸のところ、所長のところですが、これは戸建てでありまして、月計算、先ほどお話ししましたが、3万4,300円ということで、2万円よりは高い数字となっております。

また、参考のために、恐らくほかのところも議員のいろいろ趣旨が、ほかにも知りたいということだと思いますので、一応こっちで調べたものがありますので、その料金もいろいろ順番がどうなるかちょっとわかりませんが、お知らせしたいと思います。

まず、CR住宅ですが、これは貸付住宅の家賃の算定状況ということで、その範囲内ですが、CR住宅、これは旧駅の隣にあります住宅ですが、これは貸付料3万2,100円になっています。ちなみに3棟5戸あります。

次に、東1条の定住促進住宅、これは2棟3戸ありますが、これは4万5,000円

となっております。

次に、東1条旧道職員住宅、1棟2戸ですが、1万3,400円。

旧診療所貸付住宅、これは1棟2戸ですが、世帯用5万円、単身用は3万円というふうになっています。

水道管理センター貸付住宅、1棟1戸、これは2万円となっています。

次に、中トナム旧校長住宅、これも1棟1戸なのですが、2,300円というふうになっています。

次に、定住促進住宅、これは昭和57年度に建ったものでありまして、旭町の3LDKの建物であります、一月当たり3万円というふうになっております。

次に、移住産業研修センター、これは平成27年度建築の1LDK、共栄第一にあるものであります、一月当たり2万5,000円、プラス食事代は必須ということで2万円、計4万5,000円というふうになっております。

続いて、からまつハウス、これは使用料一律1万円としております。この額は、町営住宅、昭和48年建築のK棟、昭和50年度建築のR棟の家賃を参考に算出しているところでもあります。

高齢者共同生活支援施設の福寿荘ですが、これは老齢基礎年金の年額をベースに、食費、光熱水費、暖房費、そのほか雑費の平均的費用を算出しまして、住宅使用料を納めていただいた後、月当たりマイナスとならないように、月の下限額が2万円と設定しております。収入によりまして14段階の家賃設定となっております、第14段階の月額額は2万円に対しまして6万6,000円というふうになっております。

大体調べたところが以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今のお答えいただいた点についての次の質問に行く前に、通告しておりますように、各種公営住宅というふうに通告していたのですけれども、各種の住宅という、私の間違いであります。

それから、イと書いてある点についての公営住宅の家賃の算定方法と、それから、次にある公営住宅の最低、最高についてということでお聞きしたいのですけれども、いろいろ入っている人たちの収入によって家賃が違うということで、例規集にもきちっと数字が出てこないのですけれども、口の答えについて、ひとつお願いします。最低の人でどのぐらいの価格で入っているのか、最高額はどれぐらいなのか。最高については収入ということになると思うのですけれども。

私、今、収入と言いましたけれども、家賃を算定する上での基礎となる収入、それから、今、町長が答えた高齢住宅については所得というふうになっているのですけれども、所得と収入の違いについても、算定方法についてちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町営住宅管理条例に基づく町営住宅の家賃につきましては、昨年4月の当初調定家賃のうち、収入超過者などの家賃を除き、最低家賃が1万9000円であります。そして、その逆の最高家賃が3万5,900円でありました。

次に、陸別町特定公共賃貸住宅管理条例に基づく特定公共賃貸住宅の家賃につきましては、同様に当初調定家賃のうち最低家賃が2万5,000円、最高家賃が7万8,600円であります。

陸別町改良住宅管理条例に基づく改良住宅の家賃については、同様に、当初調定家賃のうち、収入超過者の家賃を除き、最低家賃が1万5,200円、最高家賃が2万7,000円というふうになっております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 一つずつちょっと話していきたいと思うのですけれども、いわゆる特公の場合は所得区分でされておるといふふうに例規集では出ているし、それから、今言った公住についての話では、1万9000円か、最低。そして最高が3万5,000円。これは収入ですけれども、私は税法上の関係でいくと、収入というのはあくまでもいろいろ所得控除をする前の収入なので生だと思ふのですけれども、所得の割合でいくと、これは高齢者の住宅関係の福寿荘の算定でも、所得ということを書かれて、社会保険とか、あるいは医療費かな、それらも引いた残りとかといふのですけれども、最終的にやっぱりその辺の基準となる所得と収入について、やっぱり同じ住宅ではないのかもしれませんが、種類が。でもそういうふうな算定の仕方をするといふのは何か根拠があってやっているのかどうか、ちょっとその辺、伺いたいのですが。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどの質問で、今、議員おっしゃるように、収入と所得の違い、私、お答えしませんでした。議員おっしゃるとおり、収入は生の収入ということで、所得というのは、先ほどおっしゃった、例えば社会保険だとか、そこら辺の控除後の数字ということになっております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう中で、一つずつ、僕自身が資料をつくってみた場合において言うのですけれども、改良住宅、緑町が40戸という形である、例規集に基づいて、そして今回、この一般質問が終わった後、条例改正で改良住宅についても書かれているのですけれども、それを見ると、限度額、収入のあり方が今度改正されて、15万8,000円になるけれども、その前は1万1,000何ぼだったかな、それを一つのスケールにしているということは、それをオーバーすると高い家賃に、いわゆる収入オーバーということになるのか。その辺、今までこの条例が改正されないでそういう不具合を生じていた入居者がいたのかどうか、ちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 入居時における収入については、15万8,000円を超えて入居される方というのはおりませんが、入居後、その方の所得がふえていったりとかすることによって、家賃計算において収入申告をしていただいた際に15万8,000円を超えてしまう方がいた場合は、その方を収入超過者という言い方で家賃計算をさせていただきます。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） もう一つ、今質問のありました内容でありまして、今回、条例で上がるものについては、所得基準等の改正はございませんので、今の条例のままの積算になるかと思えます。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今お答えいただいた副町長のほうについては、僕がこれから改良住宅についての条例のほうを見てそういうふうにしたのですけれども、今の話ではもとのままということでは、それは条例改正のときにちょっとまた質問してみたいと思うのですけれども。いずれにしましても、私は今言った、最初入っていたときの収入と、結局、収入が毎年ベースアップとか、そういうふうになっていく段階で、それに加算された住宅費がつくられるということの現状については、今、答弁あったとおり私も理解しております。

そういった中で、結局、後のほうになるのですが、そのときにまた言いますけれども、やはり入りやすい仕組みというのを考えていかないと、先ほど、言ったら悪いけれども、職員住宅との算定の方法と公住の家賃の算定の方法と、ちょっと乖離があるのではないかと。私的に言えば、公住のほうが高くて。そういった意味で、入りづらい面もあるのでないかなという形で、今回、質問していくわけなのですけれども、いずれにしましても、公住の空きを少しでも、いわゆる町民のニーズに基づいて、先般質問したときには、いろいろ移住・定住促進住宅、民間もしたり、それから、公住の中にさっき言った改良住宅というのは、お風呂もなかったりとか、そういう面も自分で用意しなければならないという面で、余り評判がよくないので入らなかったという話もあったのですけれども、今現在、改良住宅、緑町、40戸あるのですけれども、今現在で入居者が何人ぐらいいるのですか。

多分、公募を見ると、緑町の公住については公募しておりません。ということは、今後、入居させないで、将来的に、これは後のほうの質問にもなろうかと思うのですけれども、そういった意味で、また建て直していくのかなと思う面もあるけれども、いずれ

にしても、緑町の改良住宅については、今後、質問にもあるので、そのときに話を聞きたいと思えますけれども、いずれにしても、入りづら要素を少しでも改善していくことがいいのではないかと思うのですけれども、その辺について、僕的には、一番先にも言ったように、家賃の算定の方が高いというか、近傍の家賃を見て家賃を決定していくという方法をとられていると思えますけれども、何となく公住については高いのではないかと。そして入った時点で給料が上がっていったら、また家賃が上がると。給料というのは、上がったらずい少くも自分の生活にメリットがあるようにという、家賃に吸収されてしまうと、何のために家賃が上がったのかわからないと、そういった苦情というか話もあるので、住宅に入りづらではないかなと思うのですけれども、その辺についての見直しというか、見直しできるのかどうか、できるとすればどういうふうにしたらいのか、ちょっとお答えがあればお願いしたいです。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その御質問なのですが、議員も最初のほうでお話しされました、この町営住宅だの改良住宅だの、いろいろやっぱり種類があって、私も勉強になったところなのですが、それぞれに法によってやっぱり決め事がありまして、それにしたがってこっちも算定しているということでもあります。ただ、そういった御意見もたまに私も聞くこともありますので、そこら辺、もう少し深く、できるものとできないものというのがあると思えますので、調査していきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 町長がそういう考えで、今後の形もひとつとっていききたいということでございますから、参考までに、公住について、一般の公住ということもあるけれども、ちょっと調べて、その辺がどうなのかなと、福祉住宅のからまつも空き部屋があるというけれども、これは月1万円で、あと、生活する分については自賄いなのですよね。でも、福寿荘については2万円の家賃ということから始まって、そして食費が1日1,000円、だから3万円ですか、月で計算していくと。そして実費というのは、この実費という意味も僕はわからないんだよね。あくまでも実費は実費なのだけれども、固定的に下水道代とかいろいろ、灯油代、冬期の場合は7,500円か、そういうふうに決められている。トータルしていくと月に7万2,500円くらいないと入れない。先ほど町長が言ったように、年金でちょうどいいようにというけれども、そういう数字で果たして入りやすいのかなと私は思ったのですけれども、その辺について、福寿荘については所得をベースにしていると、収入ではなくて。だからあくまでも年金収入から先ほど言った社会保険とか医療費とかそういうのを引いた上でやられるのかなと思えますけれども、7万2,000円で月やるというのは、なかなか私は、自治会に回ってきている募集を見ますと、福寿荘のほうも空きがあると。そういった実態を考えると、ちょっと家賃が高いのではないかなと思うのですけれども、そういう面について。

先ほども、話が行ったり来たりになるかもしれませんが、公住のいわゆる募集を見てみまますと、まるっきり1年空いているところもあるのだよね。そういった意味合いについて、少しでも埋められる努力というのはどうなのか、その辺についても考えですね、政策というか、その辺、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、先ほどの福寿荘につきましては、議員、空きがあるということですが、常時うまく回転してふさがっているということでもあります。

また、緑町に関しては、改良住宅でありまして、後のほうとまたちょっとダブるかもしれないですけども、そこら辺、入り組んでいるので、ちょっと説明させていただきますが、緑町に関しては、最初に基本的なことがわかったほうがいいと思うので、改良住宅でありまして、入居者について、現在、管理戸数40戸のうち入居戸数は27戸ということでもあります。

今後の計画につきましては、平成31年3月に策定いたしました陸別町公営住宅等長寿命化計画の中で、改良住宅としての用途を廃止しまして、既存の公営住宅10戸と合わせた50戸につきましては、建てかえ整備を行い、管理戸数30戸まで減らす内容としておりますが、当該計画につきましては、5年ごとに見直しを行っておりますので、緑町団地の整備計画につきましても、今後さらなる検討を行ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いろいろ僕自身もこれを調べているうちに頭がこんがらがって、複雑な質問になっているかと思うのですけれども、質問の、いわゆる通告しているものについて、後の質問もあるので、移りたいと思うのですけれども、ハの部分で、いわゆる公営住宅管理条例の8条で、特別に選考基準が定められているのですけれども、そういうものに基づいて入居させたというか、そういう実績はどんなものですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 過去5年間におきまして、町営住宅管理条例に基づき、住宅の入居者を決定するときに、議員御指摘の同条例第8条にあります、入居の申し込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合に当たる事案があったかということについて確認しましたところ、該当する事案はありませんでした。その旨、御回答いたしたいと思います。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いずれにしても、募集しても入らない、入ってもらえないという空き数が、先ほども言ったように、1年間通じて同じ場所が4件ほどありますよね、入らないで。そういう実態があるから、お互いに競争しあって、入居できない人がいないということで、随時入ってもらっているという実績だと思うのですけれども、いずれにしても、特別な、例えば障害があるとか、それから生活困窮とか、何か災害が

あったときに家がなくなったとか、これは必ずしも陸別の実態でなくて、今まで、昨年、先ほども議員が言っていましたように、いろいろ災害が続く中で、昨年も千葉県の台風被害があったとか、そういう人たちなども、やっぱり一時的にでも来てもらって入ってもらおうという、そういう特認的な、やっぱり8条を使ってやっていくというの必要でないかなと思うけれども、入る、入らないは本人の形ですけれども、やっぱり災害が起きているという実態の中で、そういうものを少しでも町としてのアクションを起こしながら入居してもらおうという方法をとれる考え方があるのかどうか、ちょっと伺いたい。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 日本も今、災害があちこちで発生もしております。そういうときには利用するというのも考えなければならぬと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今どき、ネットの社会というのですか、陸別町のホームページとかそういうので、結局、仮設住宅に入っている人たちが、当町においては、もし希望があれば来てもらってもいいよみたいな形をとった、住宅に入ってもらおうというのですか、入居してもらおうという方法も僕は大事だと思うので、あくまでも陸別だけのキャパを考えないで、ひとつ住宅を考えていってほしいなと思います。いろいろなハードルはあろうかと思えますけれども、そういった面も一つお願いしたいと思うのです。

それから、二に入りたいと思うのですけれども、これは私が考えた入居方法について、少しでも陸別の政策としての取り上げ方が必要でないかなという言い方で書いてあるのですけれども、公住法では病気になった人とか、そういう法律、これは条例の中でも、ここに書いてあるように、15条でいくわけなのですけれども、法律の中では、19条で家賃の徴収猶予ということで書かれているのですけれども、これを見ると、病気にかかっていることや、その他特別の事情がある場合においては、必要と認めた場合に、条例で定めるところにより、家賃または敷金の徴収を猶予することができる。特別な事情というのは何なのかなというのは、僕、いろいろ考えた結果、ウルトラCなのかもしれないけれども、例えば学校給食費をいただきますという給食費条例ができています。しかし、別なところで、要綱で、それを補助することによって、考えれば無料になると、そういうものと同じように、家賃の感じで少しでも入ってもらうために政策家賃を設けてはどうかということ、今、通告してありますように、ただ単に空き家にしておくのではなくて、第15条の改正部分は、これは条例でつくれという言い方はしていますけれども、要綱で特別につくった上で、いわゆる新しい家庭を持つ人、一般的に言えば新婚さんですね。その人たちが3年間ぐらいは、入る場合には家賃を無料にしますのかというか、補助しますのかという、そういう政策的なことが僕は必要ではないかと思うのです。そういった意味で考えたわけなのですけれども、浅はかな考えかもしれ

ませんけれども、どんなものですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちょっと複雑にまた絡むのですが、町営住宅につきましては、公営住宅法に基づいて設置管理をしていると先ほどもお話ししましたが、公営住宅法の第3条では、公営住宅の供給について、地方公共団体は常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため、必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとしておりまして、また、同法第19条、今のお話ですが、家賃等の猶予について、事業主体は、病気にかかっていること、その他特別な事情がある場合において、必要があると認めたときには、条例で定めるところにより、家賃または敷金の徴収を猶予することができる、そのように規定されていることから、議員から御提案のありました、公営住宅の空き家対策ということは、これから照らせばできません。

なお、当町では、公営住宅の空き家状況を勘案いたしまして、平成31年3月に策定しました、先ほども触れましたが、陸別町公営住宅等長寿命化計画の中で、公営住宅等の管理戸数を2018年の248戸から2028年までに220戸までに減らすという計画を立てております。ということであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今はそういうあくまでも固定的な観念というか、少しでも余裕を持った考え方になってほしい意味で私は言っているわけなのですが、いわゆる新しい家庭をつくる人たちの収入がもし、俗に言えば結婚すれば旦那さんということだね。その固定給料が収入です。奥さんになってくれるパートナーについては、多分、遊んでいる人はいないと思います、結婚する前は。どこかで稼いでいて、そして一緒になったときに、それが家賃の算定の、奥さんの収入も加算されていくという実態からいくと、そこで最初の2万円が入っていても、次の年は収入が前の年の分ですから、結局、家賃が上がるという、そういう一つの不安もあると思うのです。だからそういうもので、新婚さんだけではなくても、特別な事情という感じの中で、やっぱり幅広く広げてしまったらきりがありませんけれども、一応政策的に当町の子育て支援と同じような、陸別ならではの考え方をひとつ持ってほしいと私は思っているのです。

そういう意味で、ある面ではナンセンス的な質問なのかもしれませんが、私はそういう政策的なことを含めたやっぱり家賃というのをつくることによって、公住が満度に回転していける、そういう話。

私、先ほども言ったように、1年間、まるっこ空いているところが4カ所あります、調べた結果。ということは、歳入では未済になるのですよね。ということは、収入が入ってこないから。そういうことになれば、今言ったような政策をとっても、何ら財政的にはそんなにかどうか、影響はないような気がする、無料にしても。もともと入らないで1年間もあけて、月々、広報で流れてくるのですけれども、あるときは埋まっ

ていたり、あるときはまた空き家が違ってくるようになってみたりという、通算ですと20戸ほど空き家募集をしている。そういった実態の中でいくと、非常に僕に言わせると無駄だと思うので、その無駄なことを考えたときに、無料でも僕はいいのではないかなと思って質問をしてきたわけなのですけれども、そういったことも考えて、財政的に何の負担もないと思うのです、無料にしたからといって。そして3年間入ってもらって、当町の移住・定住の人口につながればと。陸別に仕事があれば、どこにいても住まいは設けるけれども、公住には入りやすいような、やっぱり窓口を広げる上での政策をとってもらいたいと思いますけれども、もう一度その辺について、どうですか、町長。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 過去に比べると、住宅環境等々、やっぱり変革というか、変わってきているのは間違いないことであります。また、そういう住宅には、国や道の補助絡みとか、そういうもので縛りがついています。その縛りが解けて解除できるか、また、そのような、議員おっしゃるような利用方法ができるか、また、先ほど申しました、こちらで立てている長寿命化計画とのまた絡みも出ます。そして、一番大事なのは、結婚しているだけにもかかわらず、いろいろなそういう需要があるのかといったことを、議員おっしゃることはよくわかるので、そこら辺も調査していかなければならないと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 無理難題な質問で大変申しわけないというか、そういう気もしますけれども、一応私が考えていた公住を利用してもらう方法を、少しでも先ほどの職員住宅と同じように、少しでも家賃が低額というか低い額で供給できればという形も含めて、やっぱり今後住宅については、長寿命化によって改良も、やっぱりそれだけ経費はかかりますけれども、そういったことも含めた特策というのですか、特別な政策として僕は必要でない。6期の計画を見てもみますと、全部で250戸かな、それが220戸に、30戸減らすという、そういう供給のほうも減らすという政策をとっているのですけれども、いずれにしても、全体的に陸別の縮小しない形というのは大事だと思うので、あるものを有効に使うことも含めてやっていってほしいと思います。

そういうことで、町長の今の答えをいただきましたので、いろいろ調査した上で、少しでも前向きな形をとってもらえるということを期待しまして、この点については終わりたいと思います。

それでは、時間も12時に近くなりましたので、一応10分まで許してもらえますか。あと下に残るところ。

○議長（本田 学君） お昼からにしますか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） それでは、午後の私の残された一般質問の続きをしたいと思います。

通告にある文章でいきたいと思いますけれども、今後の住宅建設についてということでお聞きしたいのですけれども、イということ、これは平成 30 年、先ほど言ったように、住宅に関しての一般質問等で 4 回、今回で 5 回目みたいになるのですけれども、その中で、平成 30 年の 9 月に渡辺議員が質問して答えている点と重複すると思うのですけれども、どちらにしてもそのときのお答えと今現在の実施についてということで、実行がどんなになっているのかということでお聞きしたいと思うのですけれども、中身的には、大通のフードセンター及び東 1 条の診療所職員住宅横にある土地の寄附で、ここは解体が終わってさら地になっているわけなのですけれども、フードセンターのところについてはまださら地になっていないと。先ほども言ったように、平成 30 年の 9 月のときに、質問の中で、あの跡地については、いわゆる東 1 条については、公共性の施設も近く、福祉の住宅というか、そういうものの施設を考えたいと。大通については、平成 31 年度に解体し、その後、住宅用地としての考えをというふうに言っているわけなのですけれども、その辺についての進捗というか、計画について、もう一度町長のほうから御答弁願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 昨年の 9 月定例会におきまして、他の議員の一般質問で答弁いたしておりますが、まず、大通の旧フードセンターの建物につきましては、解体するために隣地に入り込む必要が生じますが、既にその土地所有者の承諾もいただいておりますが、今年度と新年度の予算計上は見合わせております。現時点では、まず跡地利用の計画の策定を幅広く御意見をいただきながら、よりよい活用法を見出していきたいと、そのように今考えているところであります。

また、東 1 条の土地につきましては、購入当初、いろいろな考えはありましたが、現時点では、まだ具体的な計画はありませんが、以前に答弁で申しましたとおり、議員もおっしゃった、福祉関係の施設に利用したいと、その考え方には変わりはありません。しかしながら、社会情勢の変化もありますことから、ここにつきましても、今後幅広い御意見をいただきながら、柔軟に検討を進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4番(谷 郁司君) いずれにしましても、ローリング方式というのですか、町民とか住民と、簡単に言えば福祉関係の法人もあるし、それから、何といてもまちの中ですので、商工会等のそういう団体の意見等もあると思うのですよね。そういった意味で、有効活用、1回建物を建ててしまうと、長年とか、永久ではないけれども長年になると。そういったことを考えると、今、町長が言った点で、十分いろいろ熟慮しながらやっていくということがいいのかなと思う面もありますけれども、やはりいわゆる空き家解体ということで、まち並み景観も含めると、今言ったフードセンター等の跡については、そんなに危険ではないかもしれませんが、やっぱりまち並み景観からいくと、解体してさら地にして、それから利用を考えるという方法のほうがよりよい効果が生まれると思うので、今、町長が言ったように、令和2年の予算も見ますと、計上されてもいないし、それから、6期計画についても、まちの中のそういう絵を描かれていないという計画もありますので、早急にということではないけれども、早急にやっぱりしたほうがいいと思うのですけれども、その辺についてのプロセスというのですか、そういうものについての町長の中で何か描いているものがあれば、ちょっと述べてほしいと思います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) こういったものは早急にやればよいという問題でもないと思いますし、いろいろなニーズ等ございましょうから、そこら辺、先ほども申しましたが、幅広い御意見をいただいて、それを参考に、また、議会の皆さんからもぜひとも何か御要望等あれば私どものほうにいただければありがたいかなと、そのように思っております。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) それでは、私のつたない考えですけれども、ここにも書いてありますように、クラウドファンディング、日本語に直すと見返りつき出資資金ということなのですけれども、これを利用して共同生活住宅、これは陸別の状態を見ますと、1人暮らしのお年寄りが、人数的には変動があるかもしれませんが、私の知っている限りでは60人ぐらいいると。そういう人たちが共同的に住んで老後を送ると、そういった形がやっぱり解体後でも今のスペースでやっていくことがいいのでないかと。当然、町の資金投入もあるけれども、セーフティーネットを使った、これは国の事業で、空き家対策という、空き家を使いながらだけれども、空き地をうまく使う方法もあろうかと思うので、その辺も含めて、簡単に言えば老人の福祉対策ということで僕は提案したいと思うのですけれども、この辺について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) まず、クラウドファンディングについてですが、これで資金調達を行うといった場合は、まず大前提として、多くの人からそのプランに対する共感を得なければ成立しないと私ども認識しております。共同住宅の活用法に特徴的なものが

あるのかどうかというのが重要なポイントになるのかなど、そのように考えていますが、果たしてそれが入居者以外の多くの人の共感を得られるかどうかということになれば、非常に難しいのではないのかなど、そのように思われます。ですから、今のところクラウドファンディングの活用は正直考えてはおりません。

しかしながら、議員、先ほど老人の福祉対策のそういったものはどうだという御意見がございましたが、私ども、当初、そういう案を持っておりまして、それはまだなくなっているわけでもございませんので、そこら辺も選択肢の一つだと、そのようにとらえているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 過去に僕も、いわゆる老人とかお年寄りの対策として、今、特養とか、それからNPOとかと、いろいろな中で、介護度より支援度というのですか、そういうお年寄りたちがいる中で、簡単に言えば中間施設がないというお答えをいただいているのですけれども、やっぱり今いったようなそういう施設をつくることによって、切れ目なく老人とかお年寄り、高齢者の住宅とか住居というのか、そういうものになれると思いますので、いろいろ政策的に、いわゆる町の金、生を使うのではなくて、補助事業とか、そういうものもやっぱり一つずつ栄位ある職員の人たちの知恵をかりながらまとめていってほしいなと思うのですけれども、そういうやり方はどうですか。いわゆる少しでも国の事業に乗れるような形をとっていったら、中間施設として。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その御質問に対しましては、久保議員のほうからもいろいろ御質問があって、ちょうど陸別でも必要なものがそこら辺に絞られるのではないのかなど思っておりますが、大通にしましても、そこら辺も少しは選択肢の中に入っておりますので、それで見合わせているということもございます。

いずれにしましても、そういった福祉におきましても、関係の事業所だとか関係団体、それぞれの施設の方々から、今もやっておりますように、定期的に協議、検討しておりますので、そこら辺の要望等も取り入れて検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうようなことで、何かやっぱり足を出さないとうまく進まないと思いますので、今、町長が言ったように、ゆっくり、早くやってくださいという形で、質問というか、言っておきますので、その辺、よろしく願います。

それでは、ロの関係で質問しているわけなのですけれども、これは先ほど昼前に質問したときと同じような形になろうと思うのですけれども、簡単に言えば、緑町の改良住宅等については、今、27人入っていて、あとの形と、それから、空いていたところには募集もかけないで、将来的には廃止していくという形になろうかと思うのですけれど

も、あの跡地、40戸、どのくらいの面積があるか、私はちょっとわかりませんが、あれをどのように土地も考えているのか、ちょっと伺いたと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この口に関しては、先ほどとも本当に絡むのですが、先ほど説明申し上げましたが、長寿命化の絡みもありまして、そこら辺もあって、空いているところは政策空き家というとらえ方をしているのですが、もう一度議員のおっしゃるような配置だとか何とかというのもしっかりと検討していかなければならないのかなど、そのように思っています。いずれにしても、早急にどうこうできるものでもありませんので、参考御意見としていただいております。そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いずれにしても、午前中言いましたように、総合計画の6期計画でも30戸近く公住を少なくしていくという中で、その後にもまた公住をつくるというふうにはならないような私は気がします。そういった意味で、有効活用として、また、簡単に言えば、さら地にすればいろいろな絵が描けますので、その辺を、先ほど言った福祉法人とか、あるいは商工会等、あるいはそれに関係する人たち、あそこの緑町というまちの住民の意見もやっぱり聞いた上で進めていってほしいなと私は思います。

それでは、時間的な問題もありますので、ハの件でいきます。これは陸別の、先ほど久保議員が防災の関係で質問していたのと重複するかと思うのですが、陸別の耐震改修促進計画の策定委員会というのが設置されるようになっていたのですが、これは平成19年ですから、今から13年前ですね。そういった中で、実際に稼働していると思いますし、稼働した、実際に策定した中身はでき上がっているのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 耐震計画につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成18年12月に北海道が策定いたしました北海道耐震改修促進計画を踏まえまして、平成20年1月に陸別町耐震改修促進計画を策定いたしました。

計画の期間につきましては、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合性を図るために、平成20年から平成27年までの8年間としております。

陸別町耐震改修促進計画の中で、民間住宅の耐震化の目標につきましては、国の基本方針や北海道の計画の中で、平成27年までに9割とすることを目標としていることから、本町におきましても平成27年までに耐震化率を9割とすることを目標といたしました。

なお、本計画では、新耐震基準に該当する建物を昭和56年以降建設の建物と位置づけまして、実際に入居している民間住宅の現状や目標戸数については、固定資産台帳や住民基本台帳及び水道量水器管理台帳に基づいて推計された戸数であります。

当町では、民間住宅の耐震化への目標達成に向けて、民間住宅の所有者がみずからの問題、地域の問題という意識のもとに取り組んでいただけるように、陸別町の揺れやすさマップを作成して公表したり、相談体制の整備、住宅所有者向けに北海道で作成したパンフレット等を活用しての情報や知識の普及啓発に努めてまいりましたが、計画期間後の耐震化率につきましては、推計はしておりません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ときが過ぎて、本日は東日本の震災で9年目を迎えると。そういう中で、基本的には災害というのはいつ、どこで、何が起きるかわからない。規模の問題だけではなくてという中で、やっぱりきちっと計画を立てて、先ほどの議員が質問していたように、防災のもちろんマップをつくりながら、また、住民との防災訓練等を進める上での基礎となるものですから、きちっとやっぱり計画を立てて、そして地域住民に理解してもらいながら、どっちにしても水害とか、地震だけでなく、水害もあるという、そういう災害をきちっとやっぱり見きわめて、1人でも犠牲のないまちを考えていくために、今言った計画をつくって、住民に周知して、ある面では協力してもらおうと、そういう方向をとってもらおうことの計画を僕は立ててくれることをお願いして、私の質問を終わりたいと思いますけれども、町長、最後にお答え願います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町民の皆さんが安心・安全に暮らしていけるということは一番大事な基本的なものでございますので、私どもも同じような考えを持っておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。

○4番（谷 郁司君） 終わります。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） それでは、私の一般質問を始めていきたいと思います。

私の一般質問を始めていくに当たりまして、今回、新型コロナウイルスをテーマとして扱う上で、まず、この新型コロナウイルスによってお亡くなりになられた方に御冥福をお祈りするとともに、感染された皆様、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げたいと思えます。

また、このような事態になりまして、陸別だけでなく、各自治体であったり、多くの地域で、人が集まるような集会であったりイベントの自粛が求められる中で、本日、3月11日は、9年前に東日本大震災があった日ということで、その追悼式等も延期であったり中止という本日だったのでありますが、東日本大震災でお亡くなりになられた皆様にも御冥福をお祈りするとともに、そこの地域にあったはずの生活がまた戻ってくることを願ってやみません。

それでは、質問の内容に入っていきたいと思います。

本当にこのように一般質問として上げるテーマとしても、本当に地域だけでなく、北

海道だけでなく、本当に世界的な規模のお話になってくると思いますので、今回、この場で上げる質問に関しましては、あくまでも陸別町において、もし、この状況もまだどれだけ続くかわからない中ではありますが、また、今後このようなウイルスというか感染症の事案が起こった際に、何かまた生きるようなことになればよいなと思って、質問とさせていただきたいと思います。

1、2、3とナンバーはあるのですけれども、これにかかわらず質問を進めていきたいと思います。

現在、北海道においては、2月28日の鈴木知事による非常事態宣言が行われまして、3月19日までの期間となっております。

その中で、陸別町の小学校、中学校の休業等、対応がされているかと思いますが、また、先日、町内回覧におきまして、感染症対策についての案内が町内会の回覧板で回ったところだと思います。

そういった中で、特にこの新型のコロナウイルスですけれども、年齢の低い児童であつたり高齢者が感染した際に、非常に大きい、保菌するだけでなく、発症するというリスクも多いように聞かれておりますし、まだ陸別での感染はありませんが、そういうことがあつた際、もしもということも考えなければいけないということで、その点も含めて聞いていきたいと思います。

今お話ししました児童、高齢者における感染への対応ということでありまして、3番にかかわるのですけれども、子供たちへのリスクの対応ということで、学童保育所についての対応を改めて教育長にお聞かせいただければと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 教育委員会所管であれば学童保育所というふうになるかと思っております。北海道教育長から臨時休業の要請を受けまして、行政報告のほうでも述べさせていただきましたが、陸別町といたしましては、その要請を受けまして、2月27日から3月24日まで、実は春休みが3月25日からになりますので、その前日まで臨時休業を決定して、今現在、休業中というところであります。

その中で、当然、保育所でありますとか、学童保育所でありますとか、御家族の方が仕事に出ていて、子供を見ることができない家庭というのがあつて、基本的には保育所、学童はそのような形の中での対応をするための施設というふうになっているのですけれども、臨時休業する際に、当然、学童保育所につきましても、休所するか、継続するかということでありましたけれども、当時、理事者側と協議いたしまして、保育所はあけるということでありましたので、それにならしまして、学童保育所についても開所すると。長期休業中と同様に、通常であれば1年生から6年生まで、大体1年生で早くて4時間授業とか5時間授業があるのですけれども、放課後、学童保育所に来られまして、学童保育所のほうで面倒を見るという形ですけれども、朝から1日休業ということでもありますので、当初の夏休みですとか冬休み、春休みと同様に、1日開所するという

ことで決定いたしましたので、2月27日の小学校の長期休業とあわせて、学童保育所につきましても朝8時から夕方6時15分まで、1日開所するという対応しているところでもあります。

当然、人が集まると感染のリスクが高まるということでもありますので、学童保育所を開設にするに当たりましては、当然、ふだんから消毒はしているのですけれども、より消毒の強化、徹底をするということと、基本的には全ての国民の皆様方にお知らせしているところでもありますけれども、手洗いとかうがいか、そういう予防を十分とって対応するというのを学童保育所登録者の保護者にお知らせをしながら開所しているという状況であります。

なお、今ほぼ定員35名ほどの登録があるのですけれども、学童保育所に来ることによって感染のリスクが当然あるというふうに考えておりますので、教育委員会側といたしましては、できればなるべく自宅で子供を見ていただくとありがたいですということも文書のほうでお知らせをしているところなのですけれども、27日からきょうまで含めて、大体学童のほうに来られている児童については大体1日につき1名から、一番多くて6名の登所があるという中で対応しているということでもありますので、やはり保護者とすれば、感染のリスクがあるということで、家庭で、自宅で見られる方については子供を自宅のほうで見られているというような状況かなというふうに思いますけれども、学童に来られている方については、あくまでも、共働き家庭ということで、子供だけで留守番ができない、困難な家庭に対して、可能な限り柔軟な対応をする必要があるということで、開所をしているということで、当然、感染の拡大予防にも努めてながら開所しているというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今回、そのような状況の中で、既に保護者との話、教育委員会としても話をされた上で、感染のリスク等も含めて、双方理解の上で、その判断が家庭によってもされて、それでも共働きによってどうしてもお子さんの居場所がという話を柔軟に対応されているということで、引き続きそういった感染対策、感染のリスクの低減のために対応されているということです。引き続きどうか取り組んでいただければと思いますので、取り組みありがとうございます。

それでは、児童ということでお聞きしたのですけれども、次に、町民ということでお話を移していきたいと思えます。

回覧のほうで感染症の対応について回ったということで先ほどお話ししたのですけれども、まちとして、そのほか、ここにも1番のほうでも書いてありますとおり、陸別町におきましては、もちろんいろいろなまちに面している地域でもあるのですが、特に日々の買い物として、感染のありました北見市のほうにも伺う町民の方も多くいるのかなというふうに思います。そういった陸別町の買い物事情もあるまちなのですから

も、そういった面から、町民に対して何か、回覧ではなくても、呼びかけるような、そういったことをまちとして考えることはありますでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 既に行政報告でも私のほうからも先に報告は申し上げましたが、まず、この新型コロナウイルスの感染、これは基本的にはPCR検査で陽性が確認されて、初めて発生ということになります。この検査は陸別町ではできません。また、陽性患者の発生は北海道を通じて行われます。

発生時の対応ですが、発生場所において濃厚接触者の隔離、検査、建物等の消毒が行われます。この場合の患者の行動歴の確認や濃厚接触者の対応は、全てこれは保健所の対応ということになります。建物等の消毒は、その所有者が行うこととなっております。公共施設等の消毒が必要な場合は、町が実施することとなります。

対策本部については、患者発生時には直ちに町長を本部長として対策本部を設置することとなります。

また、既に報道関係、また、せきのエチケットとか、そういうものにかかわるものは、既に回覧でも出しておりますし、改めてどうこうということは取り立てて考えてはおりませんが、必要に応じては、またいろいろな方法で実施していかなければならないのかなど、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 本当にこのような事態におきまして、実際に初めて感染が、新型コロナウイルスということが世に名前が出たときに、このような事態になるというのは本当に多くの方が想像の外だったかと思うのですけれども、本当にこの間、もしもであったり、1番に書きましたが、もしこうなったらというか、そういった話が、陸別においては感染がない状況で、たくさん考えないといけないということで、もう既にいろいろなことを考えられて、皆様もその対応を既にとられているかなというふうに思っているところの改めてお話として上げさせていただきました。行政報告でも改めて聞かせていただいております。

実際にもしもの話ということで、ここで例えばで上げていいのかわかりませんが、そういった感染のリスクが全くないまちとは言えない地域の陸別なのですから、例えば私もですし、誰がなるかわからないのですけれども、もし役場の誰か職員がなった際に、役場の行政の動き、日々の業務はどういうことを対応しないといけないのか、そういったことも含めてシミュレーション等されているかということでお聞きした意味もあります。

この対策本部の設置も同様に、素早くされるかということで、今お答えいただいたのですけれども、感染が発生時にということでありましたが、対策本部の設置は、発生時、素早くということであったのですけれども、それに近いような、既に感染に対して、集まって、対策、こういうふうにしようかというような、そういった集まりという

ような、これに近いものが既にあったかどうか、お聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町村によっては対策本部、かなり早く設置した市町村もありますし、ただ、先ほど私がお話ししたとおり、町でどうこうというものももちろんあるのですが、大事なのはやっぱり保健所等々、そういう関係機関と連絡していかなければならないので、それは対策本部は設けておりませんが、そういったことをシミュレーションしながら、それぞれそういったところと連絡を密にしているところでもあります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そういった考えのもとでの引き続きまちとしての新型コロナウイルスという、本当に未知の、これからどうなるか、先が見えないことに対する対策が求められると思いますし、それぞれ各課においていろいろなことを想像して、それにどういうふうに対応していくかというのは本当に重要でありますし、大変な時期かと思いますが、どうかまちとしてこの対策に今後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。自分自身もそうなのですが、取り組んでまいりたいと思います。

そして、2番にかかわっていくこととなります。この新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、一般質問を始める前にも触れたとおりで、各地、本当にそれぞれの場所で、本来あるはずだったイベント、もちろん陸別においても、3月に行われる集会だったりイベント等、全て中止ということで、リコーダーアンサンブル等、残念な気持ちの子供たちもいるかと思うのですけれども、そういった中で、この3月というのは、各会社であったり組織であったり、送別会、また、歓送迎会という時期で、たくさんの飲食店においては非常ににぎやかな時期でありますし、それは陸別だけのことでないのですけれども、非常に飲食店を主としてというかメインとしまして、町内経済の冷え込みが今現時点においても見られているかと思います。それは多くの方が感じているかなと思うのですけれども、そしてこの当面どれだけ続くかわからないという状況の中で、飲食店がどこまで耐えていけばいいのか、乗り切れればいいのかというのがわからない状況で、まず国であったり北海道の対応としまして、各ニュース等、報道等でもありますとおり、経産省においても、3月3日ですか、28日にまずセーフティーネット4号の発動であったり、次に3日、セーフティーネット保証の5号についても業種の追加指定等されたところでもあります。

北海道においては、先日、商工会から、商工会会員に向けて、3月3日に北海道においても経営環境変化対応貸付についての案内が、各商工会員の皆様に送られたところと思います。

そういった中で、それぞれの地域であったり、まちにおける中小企業の方への資金繰り支援ということでも国としてもされているというふうなことはたびたび報道等でも皆さんお聞きになっているかなと思います。

昨日も緊急対策の第2弾としまして、自営業者、俗に言う横文字で言うようなフリー

ランスの方に対しての支援等も報じられたところであります。

そういった資金繰り支援というか、この間の町内経済の冷え込みに対しまして、そういった国であったり北海道の対応があるところなのですが、まちの、特に陸別町ということにおきまして、独自の施策、そういった経済の冷え込みに対しての施策等、もし今後考えられるのであれば、そういった考えはあるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） このコロナウイルス絡みで、日本も全国的にそういう経済面でも冷え込んでいるという情報は毎日のように聞いているところでありますが、まず、国や道の要請などもありまして、大規模な集会、また、不要不急の外出は控えるように、そういう動きが多くなりまして、町内の飲食店では延会のキャンセルや、日中の、主に町外のお客さんも減っていると、そのように聞いております。具体的に個々の状況まではまだ把握はしておりませんが、旅館、また、コテージなどの宿泊者のキャンセルもあると聞いております。

また、建築関係では、影響が出ておりまして、中国からの資材が入ってこないために工事が進まないというような事例もあるようであります。

商工業だけでなく、全国では小中学校の臨時休校に伴いまして、給食用の牛乳の行き先がなくなり、各メーカーが加工用に回すなどの対応をするなど、牛乳だけではありませんが、農業、酪農にも影響が出てきておりまして、産業全体に及んできております。

商工会には、今のところ資金繰りなど、今すぐ何か対策をとという話はまだ出されていないようですが、この状況が長引いた場合は、ますます状況が悪化してくることと、そのように思われます。

町としましては、まずは国などから出される対策を利用させていただくとして、現時点で独自の施策というものは今のところ考えておりませんが、今後の状況の推移によっては、現行の陸別町中小企業融資制度の中の第8条に、特別な場合の融資対象というのが明記されておりまして、この要綱の中で対応を検討していただきたいと、そのように考えております。

なお、陸別町中小企業融資制度要綱の第8条は、前条に該当するもののうち、取引先企業の倒産や事業制限、災害等による売掛金や受取手形などの回収が困難になるなど、著しい経営難に陥る企業を特例認定企業として認定しまして、特別運転資金の融資対象者とするという内容であります。

この中で、前条というのは、融資対象者を規定する条項であります。

そして、第11条では、町はこの要綱により融資を受けた者に対し、保証料を補給するというふうになっております。

融資の内容は、特別運転資金の場合、融資限度額1,000万円以内、融資期間7年

以内、据え置き期間が1年以内となっております。

また、陸別町中小企業経営安定資金利子補給金交付要綱第5条では、中小企業者が当該年度に支払う利子のうち、利子補給の額及び期間は次のとおりとするとありまして、特別運転資金の場合は7年以内、支払い利子の2分の1以内の補給というふうになっております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 改めてそういった施策等があるということでお聞かせいただきありがとうございます。

実際に、先ほども1番にかかわるように、どんなシミュレーションをしても、これから起こること、本当にわからないものだと、新型コロナウイルスに関しては、私、一議員がこうやって質問に上げて、こういったところで上げるような、そういった小さなテーマではないのですけれども、特にこのまちにおきましてまだ感染がないということが本当に幸いだと思っておりますので、この間、職員の皆様であったり、まちの関係者のいろいろな御苦労があるかと思うのですけれども、本当に日々不安でありましたり、何とか落ちついてほしいというようなあせりが続く日々かと思うのですけれども、そういった日々を何とか耐えるという意味でも、まちとして安心・安全な日々が来ることをまた願っております。

一つ、この質問の文章としてはいいのですけれども、今回、私たち、議場でもこのようにしているマスク等、アルコールについても引き続き必要量が足りないというような状況にあるかと思うのですけれども、一つ、私がいろいろこの間、情報として見ていて、浦臼町のことを上げるのですけれども、その際、まちとして保管していたのか、全町民にまちにあったマスクを配布できたというような事例もあったようなので、この新型コロナウイルスの事態が落ちつかない限り、次の感染症についてあった場合にはという話にはならないのですけれども、今回、これからまだ先、続くと思うのですが、この事案が落ちついた際に、またそういった衛生用品等の保管、備蓄について、災害にかかわる対応として、次の感染症発生時にも生かせるような環境の整備にも取り組んでいただきたいなと思っております。そのことをお伝えして、本当に引き続き私たち町民の安心・安全な生活が戻ってくるように願ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 備蓄関係ですが、診療所等もありますので、今、今困るというほどの量でなくて、安心できるものはあるのですが、ただ、やっぱり一番最後の砦ですので、そこのものをまた流用するというようなことは今のところ考えておりません。

また、いろいろな感染系統の専門家の皆さんの意見もまたまちまちでして、マスクなど必要ないという人から、やっぱりマスクは必要だという、いろいろなことがあるのですが、今のところ健康体でせき等の症状がない場合においては、マスクの着用は必ずしも必要とは言われてはおりませんので、会議等の義務づけは今のところしておりませ

ん。

また、経済のほうで、暗い話ばかりになるのですが、感染等、十分気をつけていくというのは一番大事なことなのですが、余りにもそればかり心配して、下向きでいるのもどうかなというふうに思っていますので、気持ちも切りかえながら、早く収束することを私も願っているところであります。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

---

◎日程第3 議案第10号町道路線の廃止について

◎日程第4 議案第11号町道路線の認定について

---

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第10号町道路線の廃止についてから、日程第4 議案第11号町道路線の認定についてまで、2件を関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑は一括質疑とし、討論、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第10号町道路線の廃止についてですが、林野庁、北海道森林管理局、十勝東部森林管理署との協議により、町道終点位置が変わるため、当該路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第11号町道路線の認定についてですが、林野庁、北海道森林管理局、十勝東部森林管理署との協議により、町道終点位置が変わるため、当該路線を町道として認定するものであります。

以上、議案第10号、議案第11号を一括提案させていただきます。

内容につきましては、建設課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、議案第10号及び第11号につきまして説明をさせていただきますと思います。

説明に際しまして、説明書のほうの資料ナンバー15の1、2、3と16の1、2、3、それぞれについて見ながら説明させていただきます。

今回の廃止及び認定につきましては、上陸別原野線及び日宗勲称別線、さらに小利別熊の沢線の3路線についてであります。この3路線につきましては、今回、協議をいたしました十勝東部森林管理署さんのほうの管理しています国有林道と道路が地続きの道路になっておりました。これまで双方の道路台帳ですとか現地のほうの国有林の看板ですとかの表示につきまして、いろいろとちょっと相違等があったことから、従前、これ

まで双方の間で協議をしてきた路線でありました。

今回、その協議の結果、その道路の敷地の下地になります土地の部分が農林水産省または内務省というような土地につきましては、国有林道の部分の土地になるということから、今回、その部分から町道の部分を外した結果によりまして、終点の位置が変わることとなったため、道路法のほうに基づきまして議会のほうに廃止と認定の手続をさせていただきますこととなりました。

図面のほうで御説明させていただきます。

15の町道上陸別原野線につきまして、資料ナンバー15-1と16-1を比較して見ていただければよろしいかと思えます。この部分につきましては、起点のほうにつきましては、私どもで管理しています町道中陸別原野線との交差点の部分からで変わりがありませんけれども、終点が、それまでは国有林界の部分までありました起点1、終点1を、今回は16-1のほうで示しております上陸別の小田宅のほうの奥のほうの部分の地点まで変更とすることといたしました。変更の距離としましては、修正前の旧延長が5,929.55メートルでしたが、今回新しく認定します延長につきましては1,841.53メートルということで、4,088.02メートルほど、約4キロぐらい延長のほうが短くなります。

続きまして、日宗勲称別線ですが、資料ナンバーの15-2と16-2のほうを見比べていただきたいと思えます。起点の位置につきましては、現国道242号線の交差点部分ということで変わりがありませんけれども、終点の位置につきましては、これまでから国道側のほうに戻りまして、陸別町のほうで管理しています林道との交差点よりさらにちょっと戻った位置ぐらいまで終点の位置が変わるようになりました。今回の見直しによりまして、当該路線の延長が8,286.62メートルから5,791.62メートルということで、約2.5キロ弱ほど短くなっております。

最後になります、小利別熊の沢線であります。資料ナンバー15-3と16-3を見比べていただきたいと思えます。これにつきましても、終点の位置が町道との交差点付近まで、それまでは国有林界のほうまで伸びていたのですが、その手前の私どものほうで管理します町道との交差点部分まで終点のほう短くなるようになりまして、今回の変更前と変更後で、変更前が3,454.27メートルだったのですが、今回、変更後、1,427.8メートルということで、約2キロほど短くなっております。

変更の内容としましては以上であります。

改めまして議案のほうの廃止する路線及び認定の路線につきまして、路線番号、路線名、起点の住所について読み上げたいと思えます。

廃止する路線としましては、路線番号21。

上陸別原野線。

起点、陸別町字陸別16番地の20。

終点、陸別町字上陸別1番地の8。

路線番号 5 2。

日宗勲称別線。

陸別町字陸別原野分線 2 0 番地の 4。

終点位置が、陸別町字クネベツ 3 2 番地の 1。

もう 1 路線、路線番号 1 1 7。

小利別熊の沢線。

陸別町字利別川上 9 2 番地の 6。

終点位置が、陸別町字利別川上 1 4 3 番地の 1 の 3 路線を廃止いたしたいと思いません。

議案第 1 1 号におきます認定する路線につきましてですが、路線番号 1 6 0。

路線名は、上陸別原野線。

起点位置は、陸別町字陸別 1 6 番地 2 0。

終点は、陸別町字上陸別原野基線 7 番地 1 であります。

もう 1 路線、路線番号 1 6 1。

日宗勲称別線。

陸別町字陸別原野分線 2 0 番地 4。

終点位置が、陸別町字陸別原野西 1 線 6 0 番地 2 であります。

路線番号、1 6 2。

小利別熊の沢線。

陸別町字利別川上原野 3 線 9 2 番地 6。

終点位置が、陸別町字利別川上 1 5 0 番地 2 の 3 路線について認定するという事で説明をさせていただきたいと思えます。

以後、御質問によってお答えしてまいりたいと思えますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第 1 0 号町道路線の廃止についてから、議案第 1 1 号町道路線の認定についてまで、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 1 0 号、1 1 号についてですけれども、今、説明を聞いていて、簡単に言えば、町道が短くなったと理解していいのですよね。ということは、私の覚えでは、道路も地方交付税の算定の基礎になっていると。こうやって短くなれば、その辺の感じで影響を受けるのかなと思う面についてお答え願います。

それから、上陸線かな、これについては、多分、上陸の水道関係の道路なのかなと思う面もあるのですけれども、これだけ短くなって、水道の管理等について、何か影響を及ぼさないのかなと。僕の感覚では、上陸の路線は上陸の水道水源池だというふうに理解するのだけれども、それが違っていれば違ったでいいのですけれども、その辺、どう

ですか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず最初の御質問であります、路線延長と交付税につきましては、議員のおっしゃるとおりで、路線延長が短くなりますし、道路敷地の面積も小さくなりますので、交付税の算定に何らかの影響は出るのかなというふうには思っております。

路線のほうにつきましてですが、上陸別原野線の奥、上陸別地区の水源池があるということは事実でして、これはこの路線の今回のもともとの旧路線の終点位置からさらに国有林の奥に入るような形で、もともと国有林を利用していかないと行くことのできない場所にありました。ですので、今回、うちのほうの道路が手前のほうに短くなりますが、逆にその間については、国有林側のほうで管理する道路ということになりますので、これまで行くところについての距離は変わらないのですけれども、管理するものの距離がそれぞれ短くなった分、相手側が長くなったというような解釈になっていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 非常に心配するのは、今言ったように、交付税の算定も少なくなるという点もあるけれども、水源池があって、管理状況、保守管理等について、簡単に言えば、自分の道、町道ということになっていけば、倒木とかそういうのがあった場合に、率先してやっぱり除去しなければならぬ面があるけれども、これが国有林のほうの分野になると、一々国有林側に聞きながら、倒木等、あるいは道の決壊等についての補修についてはかなり支障があるのではないかと思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） これまでも国有林の一部を利用させていただいて、水源池に行ってきた経過の中で、私ども水道事業者としましても、その部分の道路下等に水源池からの運ぶ水道管の埋設の占用と許可をいただいた中で水道事業を行わせていただいている経過はありますし、今も実際そのとおりで、安心な形で整備をさせていただいておりますので、そういった協議の中で、必要に応じては水道施設の維持管理上、どうしてもそういった事態にあった場合については、双方連絡を取り合いながら入林させていただくというようなことは、これまでも事前の中で打ち合わせをさせていただいておりますし、これからについても、多分、必要に応じて協議させていただきながら、連絡しながらでも対応していきたいなというふうには考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） くどいようですけれども、人間、それなりに、まあいいだろうという、安易にお互いに信頼関係云々ではなくて、それなりに文書的なものを交わして

いないと、今、担当が異動によって変わったとか、話がそうだったとか、いろいろなことが生じてくると思うので、その辺についての覚書というのがきちっとしていないと、国相手で、いや、通ったらだめ、切ったらだめ、直したらだめ、それから、多分、ゲートもあると思うのだよね、国有林に入る前の。そういった面もきちっと確約的なものをつくって、後々後任の人にもわかるような、そういう方法をとってもらうことが大事だと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） その点につきましては、道路管理者としてというよりは、水道事業者、水道管理者として、国有林内の中の一部を水源池として利用させていただいていますし、そこからの管路につきましても、先ほど述べましたとおり、許可をいただいた中で事業展開させていただいていますので、そういった許可をいただいている事業施設等の維持管理につきましては、今後とも向こうのほうと確認をとりながら管理等していきたいと思えます。

○議長（本田 学君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（本田 学君） これから、議案第11号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時13分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第5 議案第12号定住自立圏形成協定の変更について

---

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第12号定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第12号定住自立圏形成協定の変更についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、定住自立圏形成協定を変更するため、議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） それでは、私から、議案第12号について説明いたします。

議案集の8ページをごらんください。

議案第12号定住自立圏形成協定の変更について。

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を変更する、であります。

まず最初に、定住自立圏の概要について説明いたします。

国の定住自立圏構想により、十勝を圏域として、帯広市が中心市宣言を行い、中心市である帯広市と管内の町村が連携協力することで、圏域全体で医療、福祉、教育、産業などの生活機能を確保し、十勝圏への人口定住を促進する目的で、定住自立圏の形成に関して必要な事項を定めるため、平成23年7月7日に協定を締結しました。

そして、具体的に取り組みを進めるため、同年9月に十勝定住自立圏共生ビジョンを策定して、19項目にわたる取り組みを進めてきました。

平成28年3月に協定書の一部を変更する協定書を締結して、第2期十勝定住自立圏共生ビジョンを策定し、高齢者の生活支援体制の構築、スポーツ大会の誘致などの五つの取り組み項目を追加し、24項目にわたる取り組みを進めてきております。

今回、第3期十勝定住自立圏共生ビジョンを策定するに当たり、協定書の一部を変更する協定書について提案するものであります。

ここで、議案集の9ページから18ページまでの別紙をごらんください。

この別紙が、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書となります。

内容は、平成28年3月に締結しました協定書の一部を変更するものであります。

この別表の変更箇所につきましては、議案説明書により説明いたしますので、ここで資料ナンバー17をごらんください。

資料ナンバー17につきましては、新旧対照表となっております、右側が旧の協定書の別表、左側が新しい協定書の内容となっております。

下線が引かれております箇所が、改正または削除となる箇所となっております。

変更箇所のみを説明いたします。

それでは、資料ナンバー17-1で、別表第1、生活機能の強化に係る政策分野では、1、医療、2、福祉、3、教育と分野ごとの項目になっていますが、次のページ、資料17-3をごらんください。次の次でした。4の産業振興、(2)の表題部分のフードバレー十勝の推進のところでありましたが、アンダーラインのところ、左側表のとおり、「バイオマスの利活用の推進」を加え、「フードバレー十勝及びバイオマスの利活用の推進」に改めております。これは、これまでフードバレー十勝の取り組みの一つであったバイオマスの利活用を共生ビジョンの取り組み項目に位置づけることにより、家畜ふん尿由来の再生可能エネルギーに関する調査研究等を行うとともに、バイオマスの利活用を進めるというものであります。

表の中身につきましては、左側から取り組みの内容、真ん中に甲の役割、右側に乙の役割と記載しております。それぞれにバイオマスの利活用の推進について追加しております。

次に、資料ナンバー17-5をごらんください。

同じ4、産業振興の(8)航空宇宙産業基地構想の推進につきましては削除となります。これは、航空宇宙を取り巻く状況が大きく変化する中で、地域として取り組むべき内容が普及啓発や機運の醸成から、民間主導による射場等の整備に対する側面的な支援へと変化しており、定住自立圏の枠組みにおいて取り組むことは難しくなっていることから、航空宇宙産業基地構想の推進については、管内19市町村や関係機関、団体等で構成される十勝航空宇宙産業基地誘致期成会を中心に取り組むことが効率であるとの考えから、現共生ビジョンの計画は終了することとなりました。

次に、説明資料17-6をごらんください。

別表2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野で、次のページ、3、移住交流の促進の(2)結婚を希望する若者の支援についてであります。今回、この項目も削除となります。これまで定住自立圏として十勝総合振興局が事務局を担う十勝管内結婚支援協議会と連携して、結婚支援事業に必要なノウハウの蓄積のほか、婚活イベント等の実施や支援、情報発信などの取り組みを行ってきましたが、SNSなどの普及に伴い、婚活パーティの参加や個人間のコミュニケーションが容易になったことで、自治体に求められる支援の内容も変化してきています。

一方で、自治体と民間企業が協定を締結し、自治体独自の結婚支援事業を進めるな

ど、新たな取り組みも出てきており、こうした実勢の変化を踏まえ、定住自立圏の枠組みではなく、各自治体が地域の実情に応じて取り組みを行うことが効果的であるとの考えから、現共生ビジョンの計画は終了することとなりました。

次に、同じ説明資料 17-7 の中段をごらんください。

別表 3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の 2、データ分析についてです。

具体的な項目として、(1) 圏域レベルのデータ集積活用となります。今回、この項目も削除となります。このことにつきましては、これまで定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータ等を活用し、さまざまな角度から十勝圏の現状分析を行ってきております。

具体的には、国勢調査や住民基本台帳等の数値や産業経済等の各種データを収集し、十勝の人口動態等に関する分析結果を昨年 10 月に報告書として取りまとめ、その後、ビジョン懇談会や市町村長意見交換会で活用してきております。

今後はデータの更新を行うことで、必要とする圏域の状況を経年的に確認することができ、分析を円滑に行うことが可能となりました。このことから、今回、当該項目を削除いたしますが、これまでの取り組みで得られたデータ分析に関する知見については、今後も適宜活用することとなります。

ここで、議案集の 9 ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま議案説明資料の新旧対照表で説明しましたとおり、追加、削除の取り組み内容につきましては、9 ページから 17 ページに記載の別表 1 から別表 3 のとおりに変更して、協定を締結しようとするものであります。

取り組み項目は 24 項目から 21 項目となります。

本件につきましては、帯広市と管内 18 町村との間で平成 28 年に変更協定を締結した現協定の追加、削除等の協議が整いましたことから、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条第 1 号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものであります。

なお、別冊としまして、昨年 12 月 12 日の議員協議会で配付しております第 3 期十勝定住自立圏共生ビジョン原案につきましては、各市町村、管内各分野から選任されました委員で組織する十勝定住自立圏共生ビジョン懇談会、それから、昨年 12 月 1 日から 1 月 6 日までの期間で管内全市町村の 44 カ所及び中心市である帯広市のホームページ上で実施されましたパブリックコメントによる協議、意見収集を経て、結果の公表も行われております。帯広市と 18 町村との協定の締結後に本市は策定となる予定となっております。

また、この定住自立圏に取り組む財政的な支援としまして、当町には 1,500 万円の特別地方交付税の措置がありますことを申し添えます。

以上で、議案第 12 号の説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお

答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 定住自立圏の形成協定書の中で、以前、たしか説明されていたことと思いますが、今回、十勝バイオマス産業都市構想というものが追加されました。

そこで、大変申しわけないのですが、この十勝バイオマス産業都市構想、これはいつごろでしたか、設立されたのは。その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 十勝バイオマス産業都市構想につきましては、設立等の時期につきましては、平成25年6月11日にバイオマス産業都市認定証というものを農林水産大臣からいただいております。計画期間につきましては、平成25年から令和4年までの10年間ということであります。

以上であります。

○7番（渡辺三義君） わかりました。

○議長（本田 学君） ほかに。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、関連なのですけれども、十勝圏バイオマス産業都市構想なのですけれども、例えば今年度、陸別町がいよいよバイオマスに着手をするということなのですけれども、ここら辺に関して、今やろうとしている町村がどういう立場でこの中に入っていくのか。また、これは恐らく、私がいろいろ聞いた中では、例えば北電との売電ができないと。その関連で、十勝管内一円となって進んで、何とかバイオマスにこぎつけましようという形で、帯広市がこのような大きな声を出して、このような形をとってきたわけなのですけれども、いまだかつてこの内容をここに含めてもなかなか進まない。そういった中で、うちのあり方というものをまずお示しをしてください。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 実は先ほど説明で申しましたが、前段に、十勝バイオマス産業都市構想につきましては、具体的取り組みというのは、ただいま議員おっしゃいましたバイオガスプロジェクトも含まれております。そのほかには、参考までに申しますと、バイオエタノールプロジェクト、BDFプロジェクト、木質バイオマスプロジェクトというのが具体的な取り組みとして、項目として上がっております。

実際、どうかかわりになるかといいますと、先ほど説明で申し上げましたが、この定住自立圏共生ビジョン、この中のメニューに沿った事業を当町が今回やろうとしているバイオガスプロジェクトの部類に入るとすれば、特別地方交付税の1,500万円の内容に当たるということになります。

以上であります。

○6番（多胡裕司君） わかりました。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号定住自立圏形成協定の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第13号第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画について

---

○議長（本田 学君） 日程第6 議案第13号第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第13号第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画を定めるため、議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） それでは、私から、議案第13号の説明をいたします。

議案集の19ページをごらんいただきたいと存じます。議案集の最後から9枚目になります。

議案第13号第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画について。

陸別町議会の議決すべき事件に関する条例（平成25年陸別町条例第14号）第2条第2号の規定に基づき、第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画を別紙のとおり定める、であります。

ここで、別冊にしております別紙、第6期総合計画のつづりをごらんいただきたいと存じます。このつづりで説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、基本構想、基本計画ともに、概要説明とさせていただきますと存じます。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。この計画は3部構成となっております。

それでは、第1部の序論から説明いたします。

3ページをごらんください。

まず、計画の背景と目的であります。

現在推進しております第5期陸別町総合計画は、この3月末をもって計画期間を終えます。今後も厳しさを増すことが予想されます社会情勢の中、これまで取り組んできたさまざまな施策による成果等を礎として、町民との協働により深めながら、訪れたいまち、住んでみたいまち、住み続けたいまちとしての信頼と評価を高めるための施策展開が必要であると考えています。時代の変化に柔軟に対応し、本町が目指す姿と進むべき道筋を明らかにするための指針として、令和2年度を初年度とする第6期陸別町総合計画を策定いたします。

続きまして、4ページから6ページに掲げている内容を説明いたします。

総合計画は、町の最上位計画として、目指す将来の姿を明らかにするとともに、その姿を実現するための方向性を示しています。

また、その役割として、陸別町民、みんなのまちづくりの共通目標、陸別町を経営していくための総合指針、国、道、広域圏及びその他関係機関と連携、協力するための役割の三つの役割を持っています。

そして、総合計画の構成であります。これまでの総合計画と同様に、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とし、このうち基本構想と基本計画は令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とします。

実施計画は、具体的な事業や財源等を示すもので、3年間の計画期間として、今回提案の計画書とは別に策定いたします。

計画策定の視点としては、町民参加等による計画づくり、時代の変化に柔軟に対応できる計画づくり、実行性の高い計画策定、現行計画の成果と課題を踏まえた計画の4点を掲げ、持続可能な世界を実現するためのSDGsを意識した計画づくりを行っています。

ここでSDGsについて若干説明いたします。お手元のA4サイズ1枚の参考資料をごらんいただきたいと思います。

一番右下のところにタイトルが書かれていまして、英語で、Sustainable・Development・Goalsの頭文字をとってSDGsと呼んでおります。これを訳すと、持続可能な開発目標となります。そして、目標の内容を、図形、いわゆるアイコンで示され

ており、17の目標で構成されております。これは2015年に国連サミットで採択されたもので、2030年までに、持続可能でよりよい世界を目指すという国際目標であります。

日本におきましては、国が内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定しており、北海道も平成30年12月に北海道SDGs推進ビジョンを策定しております。

当町におきましても、今後10年の計画策定に当たり、この国際目標を意識した計画にする必要があると考えたところであります。

内容につきましては、基本計画のところで改めて説明したいと思います。

総合計画のつづりに戻っていただきます。

次に、7ページから8ページの1、地勢、町の歩みの説明は割愛させていただきます。

9ページをごらんください。

人口世帯の状況であります。

総人口の推移は、グラフのとおり、総人口の減少が続いているとともに、高齢化率も徐々に高くなっています。世帯数の推移は、世帯数の減少と世帯当たりの人員の減少が進んでいる状況であります。

10ページをごらんください。

産業の状況であります。

就業者数の推移は、グラフのとおり、就業者数の減少傾向が続いている状況にあります。観光入込客数の推移は、観光入込総数、宿泊客数ともにおおむね横ばいに推移している状況です。

次に、11ページから12ページをごらんください。

財政の状況であります。

歳入決算額の推移を見ますと、5年間で町税に増加傾向が見られるものの、地方交付税など、依存財源が大部分を占めていることから、今後も厳しい財政状況が続くと考えられます。

歳出決算の推移では、義務的経費が全体の30%で、横ばいに推移しているものの、物件費、維持補修費に増加傾向が見られる状況であります。

財政指数の推移では、経常収支比率が徐々に高くなっているものの、基準となる80%を下回っているほか、実質公債費比率も18%大きく下回っており、財政指数から見た現時点の財政状況は悪い状況にはないと考えています。

ただ、今後の財政見通しにつきましては、他の財政指数を総合的に見ると、決してよい状況ではないとも考えております。

13ページから14ページをごらんください。

時代の潮流であります。

まちづくりに関連する時代の潮流としては、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化の進展、価値観、ライフスタイルの多様化、経済情勢の変化、地球規模での環境問題への対応、住民との協働によりまちづくりの推進、公共施設の老朽化対策といった点が主要なものとして上げられます。

15ページ、16ページの説明は割愛させていただきます。

17ページをごらんください。

町が推進している施策項目において、町民のアンケートにより、それぞれ満足度と重要度について聞いた質問に対する結果を偏差値によりグラフ化したものを掲載しております。縦の軸が満足度の軸、横の軸が重要度の軸となっており、重要度が高く、満足度が高い施策については右上のエリアに位置し、今回のアンケート結果では、例えば上下水道関係、学校環境、教育環境の充実については高い数字となっております。

また、雇用対策の充実、医療の充実、後継者育成、人材育成が右下のエリアに位置していて、満足度が低いが高重要度が高いことから、改善の優先度が高い施策であるということになります。

次に、18ページから19ページをごらんください。

陸別町の主な強みとしては、寒さという唯一無二の環境資源と、その知名度、特色ある地域資源とイベント、豊かな自然環境、人づき合いの親密さとまちづくりへの思いがある一方、抱えている課題としては、人口減少に伴う担い手の不足、生活環境における不便さ、公共施設やインフラの老朽化対策、今後の財政状況を見据えた効果的、効率的な行政経営といった点が上げられます。

次に、第2部、基本構想を説明いたします。

23ページをごらんください。

まず、陸別の将来像です。

本町では、出生率の低下や進学、就職等を契機とした若い世代の町外転出等を背景に、人口減少、少子高齢化が進行しており、将来にわたって本町が存続し続けるためには避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要であります。

次代を担う子供たちがずっと住み続けたい、進学や就職で一度は町外に転出した若い世代が、いつかは帰りたい、町外の方が、一度は行ってみたい、訪れてみたいと思えるような魅力を感じるまちづくりを町民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みよい魅力的なまちをつくるため、まちの将来像を、人と自然が響き合う日本一寒いまち陸別と設定いたします。

次に、24ページから25ページをごらんください。

将来像実現のための基本目標であります。

将来像実現に向けて、まちづくりの分野ごとの目標として、五つの基本目標を設定し

ました。

産業分野に係る基本目標 1 は、自然ととけ合う豊かな地域産業のまちを掲げ、農業、林業、商工業、観光のそれぞれの振興と施策の連携についての取り組みを進めます。

健康づくり、医療、福祉分野に係る基本目標 2 は、支え合いで心と体の幸せをつくるまちを掲げ、心と体の健康の推進を基本に、地域医療、出産・子育て支援を必要とする方への福祉などの充実を推進します。

生活環境分野に係る基本目標 3 は、快適に暮らせる心地よい生活環境のまちを掲げ、防災や消防、救急など、日常生活における安心・安全にかかわる施策を進めるとともに、上下水道や道路などの生活インフラの適切な維持に係る施策を推進いたします。

教育、文化、スポーツに係る基本目標 4 は、豊かな心を育む学びと人づくりのまちを掲げ、子供の教育だけでなく、ライフステージに応じた学習環境づくりを推進するとともに、豊かな町民生活の実現に向けた文化やスポーツの振興に取り組みます。

住民参画、まちづくり、行財政に係る基本目標 5 は、ふれあいと交流でつくる温かなまちを掲げ、町民一人一人がそれぞれの立場で主役となり、陸別町らしいまちづくりを進めます。

また、行財政においては、効率的な行政経営を推進するとともに、持続可能なまちづくりを進めます。

次に、26 ページをごらんください。

土地利用の基本方針であります。

土地利用の基本方針においては、町域を市街地域、農村地域、自然環境地域の3地域に区分し、市外地域は周辺環境との調和した住環境の形成を目指すとともに、空き家、空き地の有効活用を推進します。

農村地域においては、生産基盤の維持、整備に努め、離農跡地、遊休地の有効利用を進め、自然環境地域は豊かな自然環境の保全を行うとともに、持続的発展可能な地域の形成を目指します。

27 ページをごらんください。

将来の人口の目標であります。

平成27年度に策定した陸別町人口ビジョンでは、2060年時点の総人口の目標を1,550人と設定しています。本町の人口推移の実績は、陸別町人口ビジョンで推計した人口推移と大きな乖離がなく推移しているため、本計画におきましても、陸別町人口ビジョンの将来人口推計を採用し、令和11年の総人口2,218人を目標人口として設定いたします。

続きまして、28 ページをごらんください。

施策の体系であります。

先ほど申しあげました五つの基本目標ごとに基本施策を体系立てており、合計で33の基本施策による施策体系としています。

次に、29ページから32ページをごらんいただきたいと思います。

分野別施策の大綱であります。

分野別の大綱では、基本施策ごとに取り組みの方向を掲げています。詳細の説明は割愛させていただきます。

33ページをごらんください。

重点施策であります。

五つの基本目標に基づく33の基本施策は、まちづくりに関する施策を網羅的にカバーする内容となっております。この重点施策では、本町の新たなまちづくりにおいて、町が一体となって、特に重点的に取り組むテーマを設定しています。

重点施策の一つ目である農林業の充実と安定した雇用の促進では、本町の基幹産業である農林業の振興を進めるとともに、陸別ブランドの特産品のPRと販売拡大を図ります。また、地域産業を支える人材の育成、確保や、雇用創出の取り組みを進めます。

重点施策の二つ目である関係人口の拡大と移住・定住の促進では、多様な媒体を効果的に利用したPR活動等により、交流人口に加えて、本町を応援してくれる人なども含めた関係人口の拡大を目指し、地域経済の活性化を図ります。また、移住促進に向けた住環境の充実にも取り組みます。

重点施策の三つ目である切れ目のない子育て、教育の推進では、子供を産み育てやすい環境づくりに努めるとともに、陸別町ならではの教育を通じて、地域への愛着心の育成を図ります。

続きまして、第3部の基本計画を説明いたします。

基本計画に関しましては、記載内容が多岐にわたっておりますことから、基本目標ごとに施策項目のポイントのみ説明させていただきます。

第3部と書いてあるところから1ページめくってください。

基本目標1、自然ととけ合う豊かな地域産業のまちであります。

ここでは、農業、林業、商工業、観光と四つの基本施策で構成されています。

次に、39ページから41ページまでをごらんください。

農業の振興では、これまで進めてきた農業生産基盤の充実や農業経営の改善にかかわる施策を継続するとともに、バイオガспラントやスマート農業への取り組みを進めます。

また、近年問題となっている有害鳥獣対策も主な施策として推進いたします。

ここで、41ページをごらんください。

ページの中段に、冒頭で概要を説明しましたSDGsのアイコンが示されております。ここでは、農業振興の施策に関するSDGsの目標として、三つのアイコンが振られております。このアイコンについて若干説明させていただきます。見えづらい場合は、恐縮ですが、先ほどの別紙、A4の1枚の資料を同時に参照していただきたいと存じます。

それぞれのアイコンの左上に数字があります。2のアイコンには、飢餓をゼロにと書かれております。具体的には、飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進するという目標を示しております。

続いて、その隣の8のアイコンには、働きがいも経済成長もと記載されており、具体的には、包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と、働きがいのある人間らしい雇用を促進するという目標になります。

9のアイコンは、産業と技術革新の基盤をつくろうと記載されております。

このように、陸別町が目指す将来像の実現のための取り組みが、全世界が取り組む持続可能な開発目標SDGsのどのターゲットと関連しているかを示しております。

陸別町の農業の振興の取り組みが、世界の食料難をなくし、全ての人が人間らしく働き、さらには、農業の基盤整備や技術革新などを通じて持続可能な成長の促進、新たなものを創造することに寄与していくことをあらわしております。

以降の施策につきましても、関連する目標のアイコンを振っておりますので、A4の資料とあわせてごらんいただきたいと思います。

成果指標につきましては参考としてごらんください。

基本目標1の説明を続けます。

42ページから43ページの林業の振興では、これまでどおり森林整備計画を推進するとともに、森林環境譲与税の活用を推進します。

44ページから45ページの商工業の振興では、町の商工業の持続的発展を図るため、陸別町商工会が実施している施策、事業への支援を行うとともに、雇用創出、起業への支援、新商品や加工品の開発研究の促進に取り組みます。

46ページから48ページの交流観光拠点づくりでは、新たに設立する株式会社りくべつを観光振興の中核的組織と位置づけ、中長期的展望をもとにしたさまざまな施策を展開します。

続きまして、基本目標2、支え合いで心と体の幸せをつくるまちであります。

ここでは、保健、医療、福祉に関する施策を掲げています。

51ページから52ページの健康づくりの充実では、健康日本21陸別第2次に基づいて事業を進めるほか、健康づくり意識の啓発を通じて、町民自身による健康づくりを推進いたします。

53ページから54ページの地域医療の充実では、現状の医療体制を維持するとともに、十勝医療圏域の自治体との連携を図りながら、良質な医療サービスの提供を目指します。

55ページから56ページの子育て支援の充実では、町民が住みなれた地域とともに助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりを目指し、地域福祉を推進する体制づくりに努めます。

57ページから59ページの出産・子育て支援の充実では、妊娠、出産、子育てま

で、切れ目のない子育て支援を図るため、体制づくりや各種サービスの充実に努めます。

60ページから62ページまでの高齢者支援の充実では、介護予防や高齢者支援サービスの充実に図るとともに、今後、増加が予想される認知症高齢者への対策を推進します。

63ページから64ページの障害者の支援の充実では、障害や障害のある人に対する町民の理解促進を図るとともに、障害のある人が望む生活を実現するための環境づくりに努めます。

続きまして、基本目標3、快適に暮らせる心地よい生活環境のまちであります。

ここでは、生活環境、生活基盤、生活安全に関する施策を掲げております。

67ページから68ページの自然環境の保全では、省エネ推進とともに、バイオガスプラント等の新エネルギー施策の推進を図ります。

69ページから70ページの住環境の充実では、公的な住宅の改善等を計画的に進めるとともに、民間賃貸住宅の整備促進を図り、住環境の充実に努めます。

次に、71ページから78ページまでの、ちょっと長いのですが、環境衛生の充実、水道水供給と排水、し尿処理、公園、緑地の整備、道路公共交通の整備では、町民が快適に生活できるよう、ごみ処理及び上下水道や道路の維持管理を適切に行います。

また、少子高齢化など、利用者環境の変化に対応したよりよい地域交通のあり方を検討いたします。

79ページから84ページまでの防災体制の充実、消防、救急の充実、防犯、交通安全の推進では、町民の安全・安心の実現に向けて、災害に強いまちづくりや緊急時の体制づくりに努めます。

85ページから86ページの雪、寒さ対策では、本町の特色でもある寒さを生かしたまちづくりを進めるほか、除排雪等の充実に努めます。

87ページから88ページの情報通信環境の充実では、本町の情報化を推進するため、高速通信網の適切な維持管理を行うとともに、無線Wi-Fiスポットの整備や情報教育の充実に努めます。

続きまして、基本目標4、豊かな心を育む学びと人づくりのまちであります。

ここでは、教育、生涯学習、スポーツ、文化の四つの施策を掲げています。

91ページから93ページの学校教育の充実では、子供たちがこれからの社会を生きる力を身につけられるよう、学校教育の充実に努めるほか、小中一貫教育を通じて豊かな人間性と社会性の育成を推進いたします。

94ページから95ページの生涯学習の推進では、学習機会の提供などにより、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指します。

96ページから97ページの青少年の健全育成では、家庭や地域、学校、行政が一体となり、青少年の健全育成活動を推進するとともに、いじめや虐待などから子供を守る

活動を推進します。

98ページから101ページの生涯スポーツの充実、芸術・文化活動の推進では、子供から高齢者まで気軽に参加できるスポーツレクリエーションの場と機会を提供するとともに、町民の芸術・文化活動への参加を促進いたします。

102ページから103ページの文化財保護の推進では、陸別の歴史や文化を次世代に伝えるために、文化財の保護、活用を進め、次の104ページから105ページの人権尊重、男女共同参画の啓発では、人権尊重や男女共同参画の普及、啓発を推進いたします。

続きまして、基本目標5、ふれあいと交流でつくる温かなまちであります。

ここでは、住民参画、地域づくり、行財政の三つの基本施策で構成しております。

109ページから110ページの住民参画の推進では、まちづくりを議論する場づくりや、町民各層がまちづくりへ参加する機会の拡大を図るとともに、自治会活動や町民によるまちづくり事業への支援を図ります。

111ページから112ページの地域づくりと交流の推進では、地域の活性化に向けた支援の充実や地域間交流を促進いたします。

113ページから114ページの広報広聴の推進では、町民への情報提供とともに、町民の声を聞く多様な手段についての検討を行います。

115ページから117ページまでの行政経営の推進、広域行政の推進では、健全で持続可能な財政運営を推進するとともに、組織機構の再編や職員研修等、十勝管内自治体との広域連携により、よりよいまちづくりと質の高い町民サービスを提供するための組織づくりを進めます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。

なお、この計画案につきましては、先ほどの一般質問の際にも町長から申し上げておりますが、2月28日開催のまちづくり推進会議において、原案のとおり承認する旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第13号第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画についての質疑を行います。

初めに、それぞれ各部の章ごとに区切って質疑を行います。

第1部、序論。

第1章、はじめに、3ページから6ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2章、陸別町の概況、7ページから12ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 字句の訂正は余りしたくないので、説明の際に触れるのかなと思ったのですが、7ページの1行目、1、地勢の、「本町は」という1行目ですね。十勝総合振興局北東部に位置し、十勝総合振興局の間に「の」が来るのではないかと思います。それは判断があると思いますが、自分はそう思います。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 確かに御指摘のとおり、十勝のでなくて、十勝総合振興局の北東部に位置し、というのが正しい助詞の振り方でありますので、これにつきましては、製本の際に修正させていただきたいと思います。明らかな間違いでありますので。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第3章、時代の潮流とまちづくりの課題、13ページから19ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） これはきょうの一般質問でも一部省略した部分でありますので、一応確認のためにお伺いいたします。

19ページに陸別町の主要な課題、ここに四つ掲げられております。この総合計画の構成、つくり方の考え方ですが、この主要な課題に基づいて基本計画の基本方針、それから主な施策、ひいては実施計画につながると、そのように理解してよろしいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） ただいま議員のおっしゃるとおりであります。一応説明をさせていただきたいと思います。陸別町の主要な課題につきましては、まちづくりアンケート、団体ヒアリング、職員提言シートなどの基礎調査から、まちづくりを進めていく上での課題点として4点まとめており、これらの課題点の解決のために各施策にも反映しているところでございます。

まず、①の担い手不足につきましては、基本目標1において、基幹産業の酪農、林業の施策においては、担い手を確保するための対策のほか、機械化やICT活用などの合理化等について、また、その他雇用創出については、商工業の振興において、無料職業紹介事業や、就職、職業訓練に関する相談や労働情報の提供などについて記載しております。

次に、②の生活環境における不便さにつきましては、基本目標3の中で、生活基盤の整備に係る施策を記載しており、特に交通の不便については、3-6の道路公共交通の整備の施策に記載しております。交通の不便につきましては、中山間地域特有の課題として、本町だけで解決できるものではないものもありますので、沿線地域や事業者、北海道との連携の必要性について記載しております。

また、基本目標 1 中の商工業の振興において、活力ある商工業等の振興として、買い物環境の改善や空き店舗、空き地の有効利用、また、企業の支援として、不在業種の出店に係る支援等について記載をしております。

③、④につきましては、行財政分野に係る課題となります。基本目標 5 の中で、行政経営の推進の施策で、課題の公共施設等やインフラの老朽化につきましては、公共施設総合管理計画に基づき、長寿命化の対策や施設の適正配置など、また、計画的な改修など、施設マネジメントなどに取り組みます。

また、④の財政状況に係る課題点におきましても、同施策の中で、中長期的な視点を持って計画的な財政運営を進めてまいります。

また、地方公会計などにより、町財政状況を明らかにし、さらなる財政の健全化に向けた取り組みを進めます。

以上が、課題点に対する施策となります。

今後 10 年間のまちづくりを進める上で課題点を洗い出すとともに、陸別町が持つ強みについても洗い出ししております。陸別町の強みを最大限に生かしたまちづくりを進めることにより、課題の解決につながり、将来像である人と自然が響き合う日本一寒いまち陸別の実現を目指していくことといたします。

以上であります。

○ 3 番（久保広幸君） わかりました。

○ 議長（本田 学君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（本田 学君） 次に、第 2 部、基本構想、第 1 章、陸別町が目指す姿、23 ページから 27 ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（本田 学君） 次に、第 2 章、分野別まちづくりの基本方向、28 ページから 33 ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（本田 学君） 次に、第 3 部、基本計画、基本目標 1、39 ページから 48 ページまで。

3 番久保議員。

○ 3 番（久保広幸君） 39 ページであります。ここの農業振興についてであります。販売農家戸数の減少に伴う経営耕地の減少、それから、酪農ヘルパーの人材不足などの現状分析、これをされております。これに対応する主な施策が、耕作放棄地の解消と新規就農者の確保や担い手、後継者の育成ということになると、そのように考えます。耕作放棄地の解消、これは経営の大型化に頼らざるを得ないのが実態であります。ただ、一方で、経営の大型化を押し進めれば、家族経営農家の廃業が早まることにもなっていると、そのように認識しております。

ただ、ここに書いてありますように、農業コントラクター、それから酪農ヘルパー、そしてTMRセンターの利用、これがなければもっと農家戸数が減っていたのではないかとも思っております。

資金面からの農業経営の体質強化については掲げられておりますが、大型化、それに伴います、これは現行の総合計画には書かれていたのですが、営農技術、営農指導の体制強化、これがなかなか見えないのですが、どのあたりから読み取ればいいのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 前段、説明の中でも触れておりますが、今回の総合計画の策定に当たりましては、町内各団体との懇談、ヒアリングを進める中において、農協さんとの話し合いの中で、役割分担という位置づけで、実際、直接経営指導等を行うのは農協さんの役割ということで、その補完的な意味といいますか、側面的な支援として、町がいろいろな制度を使って支援をしていくというような話し合いの結果のもとでのこの計画であります。

○3番（久保広幸君） わかりました。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、基本目標2、51ページから64ページまで。ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 42ページの林業指導についてお伺いいたします。ここで基本方針で集約化施策の推進を掲げております。先ほど森林環境譲与税という言葉もちよつと出てきたのですが、今回の森林環境譲与税の制度化に伴いまして、昨年4月に森林経営管理法、これが制定されまして、新たな森林管理システムの推進、これが市町村の責務として定められております。経営管理の問題、それから、経営管理集積計画の作成などがあるのですが、これからの10年間を考えましたら、これはやはりどこかで出てくるのだろうと思っていたのですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 森林環境譲与税の事業活用ということで、その中で森林管理権等の方策も国のほうでは示されておりますが、陸別町としましては、現時点では、今、意向調査も行っておりますけれども、森林経営計画に基づく管理をメインでというふうに考えておまして、今後10年の間でどのようにまた変わっていくかはわかりませんが、現時点では森林管理権による新たな森林経営というのは想定はしてございません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この基本計画は、一応5年のスパンで見直すというふうに考え

れば、その間にそういう動きがあれば入れることも可能と、そのようにとらえてよろしいですか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 今後、林業を取り巻く情勢を見まして、そういったことも今後検討することもあり得ると思います。

○議長（本田 学君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、基本目標 2、51 ページから 64 ページまで。

3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） そうしたら、4 点伺います。

53 ページ、済みません、間違えました。55 ページ、地域福祉の充実、この上から 8 行目あたりですが、平成 26 年度から地域ケア会議の整備に向けて、各種会議の再編成を図り云々とあるのですが、ここ、ちょっとなかなか私の理解不足なものですから、ここに出てくる三つの会議、地域ケア会議、高齢者サービス調整会議、地域包括ケアシステム推進会議、これの現状をまずお伺いしたいと思います。

それから、2 点目であります、57 ページ、4 の出産・子育て支援の充実について、ここに出てきます子育て支援センター、それから、次のページに出てきます子育て世代包括支援センター、これの業務分担がどのようになっているのか、お伺いいたします。

それから、60 ページ、これも字句のことで申し上げて恐縮なのですが、高齢者支援の充実で、2 行目、これ、平成 37 年ということになっておりますが、既に今現在、もう令和に入っておりますので、これはふさわしくないのではないかなと、そのように考えます。

それから、64 ページ、ここに（3）の地域における自立した生活のための支援について、社会福祉法人の名前まで出てきているのですが、たまたまこの施設整備その他をお互い協議するに当たっては、社会福祉法人については、現在、社会福祉充実計画、これは持っている財産を透明化して有効に活用するという計画で、一定の財産以上を持っているところについては策定が義務づけられておまして、人材の育成、それから施設の建てかえ、それから広域な事業に転化しなければならないというような計画であります。したがって、社会福祉法人と連携して、ここに書いてありますように、施設設備の機能の整備ということになれば、この社会福祉充実計画との整合性も図っていかねばならないのだらうと思いますので、その点について、以上 4 点、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まず 1 点目の、地域ケア会議、これ、実は本当に最初、私どもも戸惑った内容でございますけれども、そもそもの地域ケア会議とい

うのが、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく地域包括支援システムの実現に向けた手法のことでありまして、会議そのもの、例えばこういう議会の、こういう会議の体をなすものではありませんで、その中に、これは法的にやらなければならない機能ではあるのですが、必要な機能として、個別課題解決機能、それからネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり資源開発機能、政策形成機能という五つ、これを全て網羅していなければならないということではありますが、陸別町では、先ほど議員のほうからも、計画にも載っておりますけれども、高齢者サービス調整会議であるとか、そういうものがあります。これは高齢者サービス調整会議において、どの部分、ニーズの掘り起こしとか、どういう現状にあるかということを検討している、月1回やっておりますけれども、そのほかに、計画等の諮問機関でもある保健医療福祉サービス検討委員会、それから、地域包括支援センター運営協議会、それから、地域包括ケアシステム推進会議という会議、こちらは各団体の管理職以上、代表クラスが集まって行う会議、これは3カ月に1回程度ということで、そこまで順調に進んではおりませんけれども、開催をしているところでございます。それから、生活支援連携会議ということで、これはまだ実際行われておりませんが、当初予算にも絡んできますけれども、社会福祉の関係、いわゆる生活支援コーディネーター事業、社協と連携しながらやっていきたいということで、これは月に1回程度の情報交換であります。そういう会議を行いたい。それから、診療所、毎週火曜日に行っているカンファレンス、こちらに包括の職員も同席をして情報交換をしている。それぞれがいわゆる果たさなければならない機能を補完し合いながら行っておるということで、地域ケア会議というのはあくまでも手法のことです。御理解いただきたいと思います。

それから、これまた面倒くさいというか、申しわけないですけれども、子育て世代包括支援センターというものがまず設置、これは努力義務ではありますが、置かななければならないということで、これは何ぞやということでもありますけれども、その前に、今、求められている内容が、妊娠期からの子育て世代については、陸別町においては現在も各関係機関とそれぞれが連携しあって、有機的に連携して、一定程度機能を果たしていることがあります。それは我々側から見た反応でありまして、実は利用者側からすると、その時代、時代で相談する窓口が変わっていくということの、一貫性がないので、国としてもそういうコーディネーターの役目を果たすようなセンターを置いていくようにということと言われておりまして、努力義務とは言いながら、基本的にはほぼほぼ義務だろうということがあります。計画には設置しますということで表現をさせておりますが、計画期間中にいうふうに読み取っていただければと思います。

今出ました子育て支援センターというのが、ちょっとこれもわかりづらいですけれども、うちは地域型の子育て支援センターということで、何ぞやといいますと、センター型の機能ということで、保健師なりがいつでも相談を受けられる体制ということ

で、保健福祉センターの機能で、そこをまずセンター型という機能を持たせ、それから、親子広場、先ほどの説明にもありましたけれども、一般質問の説明にもありましたけれども、親子広場というのを午前中、開設をして、こちらは交流ですとかそういうところをやっているということで、子育て支援センターイコール親子広場ではないということで、そこをちょっと理解していただきたい。あくまでも相談機能の窓口を持っているということが大事ということになりますので、要は今説明しました子育て世代包括支援センターの業務の中のそれぞれの下に入ってくるだろうというのが子育て支援センター事業というふうに押さえていただければと思います。

先ほどの字句の訂正につきましては、総務課と協議させていただいて、恐らく令和というふうになると思いますけれども、訂正させていただくことになると思います。

それから、施設整備の北勝光生会という名前とか、とまむ園、みどりの園というのが計画にも出てきておりますが、議員の御指摘の社会福祉充実計画という計画を立てなければならないということで、法人は立てておまして、いわゆる施設整備だとかの問題については、いわゆる公共的なものについては、あくまでも町を含めた関係団体との協議を持って、それから計画に載せていかなければならないということがありますので、その辺の計画との整合性を図りながら、町としては対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 53 ページの地域医療の充実の関係で、現状と課題ということで書かれているのですが、私、少なくとも、簡単に言えば北見の日赤関係、いわゆるオホーツク医療圏との兼ね合いをやっぱりきちっとこの計画に盛り込んだらいいのでないかと。やはり高規格道路によって、北見圏とかオホーツク圏は近いので、その辺で、北見の日赤は緊急医療センターでもあるので、その辺をやっぱり吟味してもいいと思うけれども、振興局の関係で、粹的に決めた話なのか、やっぱり計画であれば、陸別にとって有意な方法ということで、そういうものを吟味したらいいのでないかと思っておりますけれども、その辺についてのとらえ方はどうですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今の御意見、しごくもともとという気もいたしますけれども、北見日赤につきましては、いわゆる地域医療に対して協力をしなければならぬということで、実践をしているところでありますので、この計画にはあえて載せておらないというところで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4番（谷 郁司君） ちょっと答弁の仕方が逃げ弁だね。基本的にはオホーツクというか、先にも言ったように、振興局範囲でやられている云々であるならあるでいいのですけれども、そこで医療関係についてはきちっと形ができているからあえて書かなくてもいいというのではないような気がするので、その辺、何も答弁、次にいただく気はないですけれども、やっぱり考え方をきちっとその辺をしていないと、計画ですので、10年間の間に。今、小利と陸別間の高規格が充実させれば、絶対的に北見のほうに近いと思うのですね。そのほうが充実した医療関係ができるということを念頭に置いて考えてほしいと思います。

ちょっと追加の質問、よろしいですか、議長。

○議長（本田 学君） はい。

○4番（谷 郁司君） 59ページのへき地保育所における受け入れ年齢の拡大ということなのですが、この中で目標値、実施とあるのですけれども、ちょっと意味不明なのですが、年齢を引き下げた形での拡大をするのか、それとも、年齢を上げることはないですね、小学校に入るから。その辺について、ちょっと明確な目標値を決めたいのではないかと思うのですけれども、その辺、どうですか。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） このへき地保育所における受け入れ年齢の拡大につきましては、まだ検討段階であります。ただ、アンケート結果であるとか、そこを踏まえ、何歳からということはまだ言えませんけれども、今の2歳児からお預かりしている部分について、もう少し低年齢児からの受け入れを拡大したいということで載せてございます。

以上です。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、基本目標3、67ページから、5、公園緑地の整備、76ページまで。67ページから76ページまでです。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 71ページ、これも字句のことで大変申しわけないのですが、3、環境衛生の充実で、現状と課題の上から4行目に、3R運動の取り組みと出てくるのですが、担当者は当然わかってやっていると思いますが、先ほど総合計画の役割として、陸別町民みんながまちづくりの共通目標という言葉がありましたから、みんながわかるようにと考えれば、やっぱり注釈、注記が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） この3Rだけではなくて、この総合計画の中には、いろいろ

ろ片仮名文字とか、英語表記といいますが、そういったものが出てきますが、これは現行の総合計画でも行っておりますが、用語解説というものを製本の際に添えたいと思っていますので、それで解説をしたいと思います。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 今の議員の質問のあったように、わかる範囲でというのは、字句の説明の仕方、例えば難しい言葉、横文字も含めて、米印として解説書にいくということをきちっと明記しないと、文章を見ている段階でわからないので、その辺を入れてほしいと思います。

それと、72 ページの墓地の関係なのですけれども、私、いつだか一般質問で、共同墓地の関係ということで、近年、ほかの町村でも結構取り上げてきているし、町内でも、僕が質問したよといったら、それいいよねというねという、そういうニーズがあるということをお自身思っていますので、共同墓地についての考え方をある程度取り上げられるような計画というのは、今後、十勝でも今のところ2 町村ぐらいかな、始まってきていますので、当町も10 年計画の中にそういう考え、実施する、市内は計画に基づくのですけれども、必要でないかと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 共同墓地につきましては、今現在、検討しておりませんが、この5 年間、10 年間の間にもし出てくれば、検討したいと思います。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

○4 番（谷 郁司君） はい。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、同じく基本目標3、6、道路、公共交通の整備、77 ページから88 ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、基本目標4、91 ページから105 ページまで。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 95 ページの図書館の蔵書の関係なのですけれども、簡単に言えば、基準値から目標が減っているようなのですけれども、これは何が原因なのか、それとも、きちっと整理した段階で蔵書する、簡単に言えば不必要というのかな、必要でないよということ減らすのか、その辺を考えて、簡単に言えば684 をどうするのかということをお聞きしたいのですけれども、

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

95ページの成果指標でありますけれども、御指摘のとおり4万2,684冊から4万2,000冊に、数字的には減少となっております。この中身につきましては、現在も公民館活動として行っておりますが、図書室の蔵書につきましては、町民リサイクル会というのを開催しております、蔵書につきましては、定期的に蔵書を見直すというか、本を回すという作業がありますので、町民の皆様にお持ち帰りいただいて、おうちでゆっくりお読みいただくというような蔵書のリサイクルを現在実施しております、これによりまして適正な蔵書数を4万2,000冊というふうに設定をさせていただいたところであります。したがって、単純に本の数が減るのではなくて、定期的に本を回して、リサイクル可能なものにつきましては町民の皆さんに提供していくというような形で本を回すというような考え方で、この成果指標を設定しております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 私と大分認識が違うのですけれども、そうやって貸し出しのサイクルを、實際上、ローリング的に、4万2,000冊があれば、今言った684については回って行って、図書には蔵書的にないという言い方なのかなと思ったけれども、やっぱり図書というのは、これは記録文章ですから、古文書的な冊数もあると思うのです。だから僕は、ふえることはあっても、減らすことは、僕は図書館というか、図書室であるのですけれども、陸別は。ただそれをやるということは、僕はちょっと抵抗を感じるのです、冊数は別に684は置いておいてもいいと思うのですけれども、やはりそういう価値観の問題だと思うのですけれども、そういうことについて、お考えを改めて、蔵書数を現状維持か、あるいはふやす考えはありませんか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 公民館、図書室があります。図書館ではありませんけれども、今の図書室に行った方はわかるかと思っておりますけれども、限られたスペースということでありまして、図書におかれましては、開架図書ということで、図書室に明記しているものと、それから閉架図書とあって、要するに図書室に置けないものを、すぐ廃棄せずに、一旦倉庫にしまっている図書もあります。それらにつきましては、先ほど次長が言いましたとおり、ただ廃棄するのではなくて、定期的にリサイクルなどしながら、町民の皆さんに読書活動も含めて広く持ち寄っていただくということで活動しているということでもあります。

ただ、全般の蔵書自体については、限られたスペースということでありますので、限られたスペースの中で、今、谷議員言われるとおり、数が減ることになるかもしれませんが、教育委員会側といたしましては、適正基準も含めて、今後、また新たな図書もふえていくという中で、定期的に、申しわけないですけれども、古い図書等については廃棄等しながら新しい図書を入れていくという中で、今の公民館の図書室の機能でいうと4万2,000冊が適正ではないかと。将来的には、公民館、図書室も

今、老朽化しておりますので、もっと充実した形の中での整備ができるような形を将来もっていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、基本目標5、109ページから、最終117ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、ページを区切ったの質疑は終わりましたので、次に、総合計画全般についての質疑を行います。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今回、第6期陸別町総合計画書ですが、こんな形で製本されませんが、第5期陸別町総合計画においては、やっぱりスタート時においての本町の自然やまち並み、産業、教育、イベントなど、たくさん写真などを盛り入れて、本当に窮屈でない標本になっております。

それで、今回、6期計画については、SDGs関係も入ってくると思われませんが、編集のレイアウトについては、写真関係についてはそういうのはどのような考えを持っているのか、その辺、お聞きします。

○議長（本田 学君） 芳賀総務課長。

○総務課長（芳賀 均君） 第5期総合計画をごらんになりますと、写真は、やはり議員のおっしゃるとおり、たくさん散りばめられておりますけれども、やはり総合計画というのは皆さんに親しんでいただくのも一つの目的でございますので、製本の際に、ただいまの貴重な御意見、参考にさせていただきまして、写真も取り入れたいと考えております。

○議長（本田 学君） ほかに。よろしいですか、全般を通して。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号第6期陸別町総合計画基本構想及び基本計画についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

3時55分まで休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時53分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第7 議案第14号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第7 議案第14号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第14号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例についてですが、令和元年度道営草地基盤整備事業で、ポントマム畜産センターに看視舎が整備されたことに伴う施設の追加が生じたため、また、単位利用料について、令和元年10月からの消費税増税による諸経費の増額が生じているため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、陸別町公共草地条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

現在行われております農業競争力強化基盤整備事業、道営草地整備事業によりまして、ポントマム畜産センターに看視舎が整備されたこと、また、管理に係る資材費の高騰等によりまして、諸経費等が上がったこと及び消費税増税により、第11条に係る別表1の利用料単価を改正するものでございます。

資料ナンバー18をお開きいただきたいと思います。

こちらに新旧対照表を記載しております。こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

第2条第2項に、第2号として看視舎を追加いたします。

第1号については、雑用水供給施設でございます。

次に、別表（11条関係）について、放牧料の牛または馬1頭1日当たり300円を330円に、馬親子1組1日当たり350円を385円に、採草料の生草1キログラム当たり3円を4円に、面積10アール当たり5,000円を5,500円に改正するもの

でございます。今回は一律10%の金額を上げております。これにつきましては、指定管理者である農協からも要望がございました。

それでは、議案集20ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、大変雑駁ですが、説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号陸別町公共草地条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第8 議案第15号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第8 議案第15号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第15号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例についてですが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正並びに近年のタヌキによる農業被害の増加に伴う対応として、タヌキを奨励金の交付対象とし、有害鳥獣駆除を実施することにより、被害の減少につなげるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長から説明させたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） それでは、陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する

条例について御説明をいたします。

近年のタヌキによる農業被害の増加に対応するため、タヌキを奨励金の交付対象として有害鳥獣を実施することにより、被害の減少につなげるため、第4条にタヌキを追加するものでございます。

資料ナンバー19をお開きいただきたいと思います。

こちらに新旧対照表を記載しております。この表によりまして御説明をいたします。

第2条につきましては、文言の追加で、「管理並びに」を追加し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。これは法律の名称が変わったことによるものでございます。

次に、第4条第2号に、ノイヌの次にタヌキを加え、キツネ、ノイヌ及びタヌキとするものです。

奨励金につきましては、キツネと同様の3,000円といたします。

それでは、議案集21ページにお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、大変雑駁ですが、説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、今、新たにタヌキの被害が出ているということで、キツネ及びノイヌ及びタヌキということになったのですけれども、最近では非常にアライグマの被害も多発しております。もう既に足寄町までも来ているという噂もございませぬ。その中で、やはり深刻な問題で、十勝管内、アライグマによる被害も出ているという形で、これにもう1点、アライグマを追加しても僕は別に悪くないと思うのですよね。アライグマがいたらアライグマを駆除するということが、十勝管内においてアライグマの撲滅に寄与すると思うのですけれども、そこら辺の考えと、それと、キツネ、ノイヌ及びタヌキ、尾先による1頭につき3,000円、ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、右足による1羽5,000円なのですけれども、これは駆除を行った後に赤いスプレーで写真をつけて、キツネのしっぽを役場内に持ち寄るといった形だと思っておりますけれども、どうですか、今の現状に、このニーズ、あいますか。これだけ中国でコウモリだ、ネズミだ何だといっているいろいろなウイルスが出ているときに、一番キツネですとかハトですとかカラスというのは、サルモネラですとか、いろいろな形のウイルスを持っているわけなのですよね。それで、こういう形で尾先を提出、また、カラスの右足を提出して1頭当たり何ぼの駆除にすると、それはわかるのですけれども、どうですか、ここら辺について。やはり今の現状を考えると、きちっとした対応で、キツネの胴体を寝せて、別に尾っぽをちぎらなくても、スプレー等でがっちりして写真を撮って

提出すれば、別にキツネが2倍、3倍、4倍と、悪いことに考えて、それをするためにこれを提出しなさいということでしょう。例えばエゾシカだって、足寄町のシカの駆除の方式の中にばらばらなものがあつたから、今は鼻と耳と提出して、全部そろえたわけでしょう、1頭が2頭になる可能性があるからということで、お金の話をするという事。そういうことでなくて、きちっとしているのだから、もう今の時代に、別に本当にウイルスがついているものを手袋でさわってと、そういう時代ですか、今。もうこういうことでなくて、きちっと写真で赤スプレーで塗ったら、その胴体はその胴体とわかるわけですから、それを改めてキツネのしっぽをちぎって、それを持って、それを袋に入れて保管して、それを一月に1回、役場に提出なんて、今の時代にあいますか。あんな一番病原体を持っているものを。どうですか、課長。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 前段のアライグマにつきましては、またこれはちょっと違う駆除の方法というふうにもなりますので、ちょっと今後検討させていただきたいというふうに思います。

それと、確認部位の関係でございますけれども、現在のところ、町の奨励金のほか、国からの緊急捕獲ということで、国からも今、お金が出ている状況でございます。その確認ということで、今までも確認部位と写真ということでお願いしているところでございます。国の緊急捕獲事業につきましては、全国的にもいろいろ不適切な取り扱い等もあるというふうにごさいますして、複数での確認、部位と写真と、捕獲した本人の写真も役場に持ってきた際に一緒に撮るような形で対応をしているところでございますが、これらにつきましては、国の方針等もございまして、今、こちらのほうで、いろいろ病気の関係もあるかとは思いますが、今すぐその部位のほうはなしにするということは、今この場ではちょっとお答えすることはできないのですけれども、それらについても国の動向等を見ながらというふうにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） ぜひともアライグマについてもやはり今後の検討課題に入れて、随時条例の改正をするなど、いろいろしてほしいのと同時に、こちら辺についても、仮に病気でキツネのしっぽがもうなくなっている病気がありますよね。仮にああいうキツネをとった場合に、その病原体のついたキツネのしっぽをちぎって、それを袋になんていうこと、私は考えられません。仮にハンターの皆さんに一生懸命頑張って駆除してもらっている中で、やはりそういうこともきちとした形で強い口調で国に要望してください。逆に言えば、こういうことも考えられるのではないですかと。いろいろサルモネラ、本当に今、畜産農家も非常に大きな病気がはやっています、いろいろ。だから、そういった形で駆除をせっかくしてもらっている段階で、ハンターの方にもきちとした安全な仕組みをつくっていただかなかつたら、幾らそれが補助金の対象になるか

らとって、その確認なんて、僕には考えられないと思うので、ぜひともそういうことも国に強く要望してください。

終わります。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） いろいろ状況等を勘案しながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今回、タヌキを追加して、駆除対象にしたわけなのですが、私、いろいろな動植物というか、キツネとかタヌキとか、一般的にそういうふうと言われるけれども、ムジナという言葉が使われたり、ハクビシンと言われたり、そういうような小動物もいるのですよね。そういったものなども、今言ったアライグマとか、そういうものはどこまでの確認でどうなのかというのは、やっぱりきちっと、多分、ハンターの方はそういう講習を受けてやっているとは思いますが、その辺をどういうふうに周知するのか。

それと、今、こうやってタヌキの駆除に入るのでありますが、タヌキが近年、僕らが小さいときは見たことなかったのが、今いるという、そういう繁殖形態というのか、そういうのがどういうふうに現況はなっているのか。駆除する段階で、担当課のほうで、どういうふうにしてこんなにふえたのか、その辺、ちょっとわかれば教えていただきたいと思うのですが。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ムジナとかハクビシン、ハクビシンは多分タヌキとは違うような形態だと思うのですが、よくムジナとタヌキは同じような、地域によっては同じような話もありますけれども、今回はタヌキということで、有害鳥獣駆除をすることになります。

それと、タヌキの繁殖形態なのですが、こちらについては、はっきりした状況はこちらも把握はしておりませんが、今、議員のおっしゃられたとおり、昔はほとんど見かけることはなかったのですが、ここ十数年以降、最初は山の中で見かけるようになって、だんだん下のほうにおりてきて、最初は牛舎の周り、民間の周りもかなり出歩くようになってきて、かなり頭数がふえてきているのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いわゆる彼らも生き物ですから、自分たちの生きる権利もあるというけれども、最終的に我々農業を営むというか、いわゆる畜産業をするために、飼料を食べて、食べ過ぎて下痢して、飼槽にフンをためていく。タヌキは、タヌキのためグソとって、同じ場所にかかり、それこそクマの排泄でないかと思うぐらいたれるの

ですよ。そういった意味合いで、かなり被害が出ているのかなと思うけれども、実際上、農家さんのほうからそういうような具体的な被害の状況というのは聞いていたらちょっとお願いします。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） 具体的な量だとか金額というのははっきり把握はしておりませんが、牛舎、畜舎に入り込んで、えさを食べてしまうだとか、ふん尿をして、それが周りを汚染してしまうという苦情が来ております。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） このように一部を改正ということで、キツネとタヌキということであったのですが、ちょっと文字的に初めて目にして違和感があったので、ノイヌということであるのですけれども、これは陸別だから、平成4年のときにつくった条例の中に含まれる際にノイヌの被害があったからここに含まれたのか、これが陸別町だけではなくて、ノイヌというものがここに含まれていたのかどうか、教えてもらえればと思います。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） なかなか聞きなれない言葉だと思いますが、ノイヌというのは、ほかの地域でもあるものでありまして、通常の野犬（やけん）と言われているものより、より野生化した犬のことをノイヌと呼んでおります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そうしたら、このノイヌというものが奨励金の対象になっているというのは、ここに載っている陸別の条例だけでなく、全国的なものであるということで、別に陸別においても、タヌキが追加されるということで、ノイヌの被害があるものかどうかと考えて、これはそのまま残っていていいものなのかとか、そこら辺の判断はどうでしょうか。

○議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） ほかのまちでノイヌが奨励金の対象になっているかどうかは、私のほうではちょっと把握しておりませんが、陸別町内でノイヌによる被害、家畜の被害等が発生したこともありますので、この条例に載せて、有害駆除の対象にしているところでございます。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

○2番（三輪隼平君） わかりました。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町有害鳥獣駆除条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第16号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する  
条例

◎日程第10 議案第17号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部  
を改正する条例

◎日程第11 議案第18号陸別町改良住宅管理条例の一部を改正す  
る条例

◎日程第12 議案第19号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条  
例

---

○議長(本田 学君) 日程第9 議案第16号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例から、日程第12 議案第19号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例まで、4件を、関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行いますので、あらかじめ御了承ください。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第16号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。民法の一部を改正する法律及び公営住宅管理標準条例(案)についての改正に伴い、所要の改正及び文言の整理を行おうとするものであります。

続きまして、議案第17号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、民法の一部を改正する法律及び公営住宅管理標準条例(案)についての改正に伴い、所要の改正及び文言の整理を行おうとするものであります。

続きまして、議案第18号陸別町改良住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、民法の一部を改正する法律及び公営住宅管理標準条例(案)についての改正に伴

い、所要の改正及び文言の整理を行おうとするものであります。

続きまして、議案第19号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例についてですが、民法の一部を改正する法律及び公営住宅管理標準条例（案）についての改正に伴い、所要の改正及び文言の整理を行おうとするものであります。

以上、議案第16号から議案第19号までを一括提案させていただきます。

内容につきましては、建設課長並びに保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、これより議案第16号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

今回、令和2年の4月施行になります民法の一部を改正する法律によりまして、個人保証契約等、債権関係の規定につきまして見直しが行われることになりました。

また、公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえまして、国土交通省のほうで定めております公営住宅管理標準条例（案）についてが改正されることとなりましたので、これに基づきまして、所要の改正と、並びに文言の整理を行おうとするものであります。

それでは、改正内容につきまして、説明書のほうの資料ナンバー20-1からごらんください。

新旧がついております。対照表をもって説明させていただきたいと思います。

第1章総則第1条の部分におきまして、見出しの部分、これまで「趣旨」ということで書かれておりましたが、この部分を、「この条例の目的」というふうに改めさせていただきます。また、第1条の最後の部分において、「必要な事項を定める」の部分、「必要な事項を定めることを目的とする」というふうに改めております。

ページをめくりまして、資料ナンバー20-2です。

第3条2号につきまして、「自治会を通じての周知」の部分につきまして、「自治会を通じて回覧によるという形の周知」というふうに改めさせていただいております。

第3号、「役場前の掲示板その他の区域内の適当な場所における掲示」とされておりました部分、「その他の区域内の適当な場所」の部分削除させていただいております。

第4条第1項第5号の部分、ここにおきまして、2行目の部分、「第3条第3項もしくは第4項」の部分につきまして、「第3条第4項もしくは第5項」というふうに改めさせていただきます。

また、「住宅街区整備事業」の後に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」という言葉を加えております。

第7号、「または既存入居者若しくは」を「既存入居者または」というふうに改めております。

また、同じく第7号の中で、機能上の制限を受けるものとなったことよりの「より」の部分が、「受けるものとなったこと、その他既存入居者または同居者の世帯構成及び心身の状況から見て」というふうに改めております。

次のページになります。

第5条第1項を次のように改めております。「町営住宅に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては、第2号に掲げる条件、ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）を具備するものでなければならない」というふうに改めております。

さらに、旧第5条の中の第1号につきましては削らせていただきまして、残りの第2号を第1号に、また、第3号から第5号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げさせていただいております。

さらに、第6条第2項につきまして、次のような形で改めております。「法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助にかかわる町営住宅または法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、町長が災害により滅失した住宅に居住した低額所得者に転貸するため、借り上げる町営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者でなければならない」というふうに改めております。

第8条第3項、ここは公開「ちゅうせん」という言葉を、漢字での抽選という形に文言の整理をしております。

また、第5項の寡婦の部分なのですが、後ろに夫のほうの（寡夫）をつけ加えさせていただいております。

また、その5項の中で、「すみやかに」の部分の漢字の「速やかに」というふうに改めさせてもらっています。

第9条、入居者、入居決定者のほかの「ほか」を漢字の「他」に直しております。

第10条、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で」という部分につきまして、削らせていただきまして、「保証人の連署する請書」の部分の「緊急連絡先を記載した請書」に改めさせていただいております。

第2項の部分、「期間内に手続をしなければならない」を、「期間内に同項に定める手続を」というふうに言葉を加えさせていただいております。

第3項につきましては削除となっております、既存の第4、第5項につきまして

は、それぞれ第3、第4項と改めさせていただきます。

また、第6項中の「町営住宅の入居者」の部分、「町営住宅の入居決定者」と改めさせていただきます、6項を5項という形で直させていただきます。

第11条、「当該町営住宅」の後ろに「へ」という字を加えさせていただきます。

13条の部分、第3項の後に1項を加えさせていただきます。第4項、「町長は、町営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限るが、第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を毎年度令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行令、施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる」を加えております。

第14条の3項につきまして、収入申告の部分の後ろに、「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき」の部分を加えております。

第4項におきまして、「町長の定めるところにより」を、「町長の定めるところによる」というふうに改めております。

第16条、町長は、入居者から、「第10条第5項」の部分、「第10条第4項」に改めております。

第18条の1項につきまして改めております。「町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて町の負担にする」に改めております。

3項の、「第1項に上げる修繕の必要が生じたときは、同項の」の部分「町営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の」に改めております。

第19条第4号の部分におきまして、「前条第1項に規定するもの」を、「前条第1項において町が負担することとされているもの」に改めております。

第26条の見出しの部分、「収入超過者等に関する認定」となっておりましたが、「収入超過者等に関する規定」というふうに改めております。

また、第26条の中で、「5条の第2号」となっております部分を、「5条の第1号」に改めております。

2項の部分におきまして、「第9条の規定する金額」の後ろの部分に、「又は令第10条の基準により定めた金額」という言葉を加えております。

第28条、第13条第1項の後ろに「及び第4項」を加えております。

また、第2項の部分におきまして、令第8条第2項の後ろに、「又は第3項」を加えております。

第29条、「町営住宅の明渡しを請求することができる」の部分、「請求するものとする」に改めております。

第30条、「第13条第1項及び」の後ろの部分に、「第4項並びに」を加えております。

第31条、「他の適当な」の部分、「適切な」に改めております。

第32条の第1項「当該他の町営住宅に」の部分、「当該町営住宅に」に改めております。

第2項において、「前条までの規定の適用については」の「規定の」の部分が削除しております。

第33条、「13条第1項」の後ろに、「若しくは第4項」を加えております。

第2項の後ろに1項を加えております。「第3項、町長または当該職員は、前2項の規定により、その職務上、知り得た秘密を漏らし、または窃用してはならない」を加えております。

第36条の見出しの部分、「町営住宅建替事業に係る家賃の特例」の見出しを、「公営住宅建替事業による家賃の特例」に改めております。

また、条文の中の13条第1項の後ろに、「若しくは第4項」を加えております。

第37条の13条第1項の後ろに、「若しくは第4項」を加えております。

第39条の3項、「家賃の額との差額に年5分の割合」となっておりますところを、「差額に法定利率」と改めております。

第50条、13条第1項の後ろに、「若しくは第4項」を加えております。

第51条、第13条第1項の後ろに、「若しくは第4項」を加えております。

第54条、「町営住宅及び共同施設の用に供されている敷地」の「敷地」となっている部分が、「土地」に改めております。

罰則の部分、第55条、「その他の不正行為」が、「その他不正行為」に改めておきまして、その後の「当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする」という部分を削除しております。

以上が、今回の陸別町営住宅管理条例の改正内容となっております。

最後に附則がついております。

この条例は、令和2年4月1日から施行する、であります。

以上で、議案第16条につきましての説明を終わります。

引き続きまして、議案第17号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を次のように改正する、であります。

改正の理由につきましては、先ほど町営住宅管理条例の改正の部分で説明させていただ

いただきました内容と同じで、民法の改正に伴いまして、国土交通省のほうで定めております標準条例のほうの改正がされたため、今回、改正ということになっております。

それでは、改正内容につきまして、資料の21の新旧対照表で説明をさせていただきます。

第3条の部分ですが、第3条の第2項第2号につきまして、「自治会を通じての周知」の部分と、「自治会を通じての回覧による周知」に改めております。

第3号につきましては、「その他の区域内の適当な場所」の部分と削らせていただいております。

第3項第2号の最後の「構造」の後ろに「構造、家賃」を加えさせていただきます。

第3号の、「入居者の資格」を、「入居者資格」と改めております。

第4号の、「家賃その他賃貸の条件」の部分と、「申し込み方法」に改めております。

第5号の、「入居の申し込みの期間及び場所」につきまして、「入居時期」というふうに改めております。

第6号、「申し込みに必要な書類の種類」という部分と、「入居者の選定方法及びその他」というふうに改めております。

また、第7号については削らせていただいております。

第4項のにつきまして、「前項第5号の」の部分と削らせていただいております。

次、第5条の1号の部分ですが、「自ら居住するための住宅を必要とする者」の後ろ、「のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）がある者」の部分と削らせていただいております。

第10条、「入居決定者は」の前に、「特定公共賃貸住宅の」を加えさせていただきます。

また、「10日以内に」の後に、「次に上げる手続を」の部分と、「町長が適当と認める緊急連絡先を記載した請書を提出」に改めております。

また、第10条第1項第1号につきましては、削らせていただいております。

第2項、「入居決定者」の前に、「特定公共賃貸住宅の」を加えさせていただきます、「やむを得ない事情により」の部分の「、」を削除しております。

また、同項の「前項の規定」と書かれている部分と、「同項の規定」に改めております。

第3項、「町長は」の後ろに、「特定公共賃貸住宅の」を加え、その後の「入居決定者が前2項」の「前2項」の部分と、「第1項又は第2項」に改めております。

また、「第1項に掲げる手続をしないときは」の後に、「特定公共賃貸住宅の」を加えております。

第4項、「町長は」の後ろに、「特定公共賃貸住宅の」を加え、「入居決定者が第1項に掲げる」の「に掲げる」の部分を、「第1項または第2項の」というふうに改めております。

第5項、「入居決定者は」の前に、「特定公共賃貸住宅の」を加え、「入居決定者は」の後に、「前項により通知された」を加えております。

また、第5項の、「10日以内に特定公共賃貸住宅に」の、「特定公共賃貸住宅に」の部分を削らせていただいております。

第12条、「家賃は」となっている部分を、「町長は、入居者から」に改めております。

また、その後の「入居者可能日から」の後に、「当該入居者が」を加えております。

最後の部分、「まで徴収する」となっておりますが、「までの間、家賃を徴収する」というふうに改めております。

第2項、「家賃は」の部分を、「入居者は」と改めております。

第13条、「費用（畳の表替え～）」までの部分につきまして、「費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」というふうに改めております。

また、第2項の中で、「修繕」の前に、「特定公共賃貸住宅の」を加えております。

第14条、「次に掲げる」を、「次の各号に掲げる」に改めております。

また、第1号おきまして、「電気料金及び水道使用料」の部分を、「電気、ガス、水道及び下水道の使用料」に改めております。

第3号、「共同施設及び給水栓」の部分を、「共同施設、給水施設及び污水处理施設」というふうに改めております。

第4号、「前各号に掲げるもののほか、町長が定める」を、「前条第1項において町が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅の修繕に要する」に改めております。

第20条、「模様替えし」の部分を、送り仮名の「え」をなくして「模様替し」としております。また、「当り」につきましても、同じように「当たり」というふうな形で直してあります。

第3項につきましても、「模様替えし」の部分が、送り仮名の部分が変わってきております。また、「増築したときには」を、「増築したときは」というふうに改めてあります。

第21条、「当該入居者の入居の際に認められた親族以外の親族」の部分を、「当該特定公共賃貸住宅への入居の際に同居した親族以外の者」というふうに改めてあります。

第22条第1項、「明け渡そう」という言葉を、「明渡そう」という、送り仮名がちょっと変わった形で改めてあります。

第2項、「特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は」から、「現状回復しなければならない」の部分、「第20条の規定により特定公共賃貸住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに。入居者の費用で現状回復又は撤去を行わなければならない」に改めております。

第23条第1項、「該当する場合においては」を、「該当する場合において」と改めております。

また、同じく第1項の中で、「入居の決定を取り消し」の部分、「当該」というふうに改めております。

第1号の部分、「家賃または入居者負担額」を、「家賃」に改めております。

第3号、「故意又は過失により特定賃貸住宅をき損したとき」の部分、「当該特定公共賃貸住宅を故意にき損したとき」に改めております。

第5号、「第14条から第19条」になっておりますが、「第15条から第21条」までに改めております。

第6号、「入居者が前条の規定による勧告に従わなかったとき」を、「入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき」に改めております。

第7号が新たに追加になっております。特定公共賃貸住宅の借上の期間が満了したときであります。

第2項、「規定に基づき」の部分が、「規定により」に改めております。

また、旧条のほうで、「この場合において、入居者は損害賠償を納付しなければならない」の部分「を削らせていただいております。

第3項及び第4項が追加になっております。

第3項、町長は、第1項第1号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎日、住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

第4項、町長は、特定公共賃貸住宅が第1項第7号の規定に該当することにより、同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を周知しなければならない。

第5項、「町長は、特定公共賃貸住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該特定公共賃貸住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法第34条第1項の通知をすることができる」を加えております。

第24条第2項、「あらかじめ当該住宅」の部分、「あらかじめ、当該特定公共賃貸住宅」に改めております。

第25条、「その他の」の部分、「その他」に改め、「家賃又は入居者負担額の」部分が、「家賃の全部又は」に改めております。また、「当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。」の部分「を削らせていただいております。

議案第17号に戻りまして、附則を読み上げさせていただきます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する、であります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時50分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめ延長します。

それでは、説明を続けてください。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議案第18号陸別町改良住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

陸別町改良住宅管理条例の一部を次のように改正する、であります。

改正の理由につきましては、さきの2件と同じでありまして、民法の改正に伴います公営住宅管理標準条例（案）についてが改正されたことによります所要の改正及び文言の整理であります。

それでは、資料の22で説明をさせていただきます。

第3条第2項の部分におきまして、「前項の改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった改良住宅があるときは」の後の部分を全て第2項の中では改めさせていただいております。改めた内容につきましては、「あるときは、陸別町営住宅管理条例（平成9年陸別町条例第3号。以下「新町営住宅管理条例」という。）第5条及び第6条の規定により当該改良住宅に入居することができる。」に改めております。

また、現第3条第2項の中にあります第1号、第2号、第3号、第4号につきましては削らせていただいております。

次のページになります。

第8条につきまして、第8条の中の第38条の3までの部分につきまして、第38条の2までに改めております。

また、第52条から第56条までになっておりましたが、第55条までと改めております。

第33条中、第13条第1項の後ろに「若しくは第4項」を加えております。

説明につきましては以上です。

最後に、附則を読み上げます。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する、であります。

以上、町営住宅関連の3条例につきまして、私のほうからの説明は終わります。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいま建設課長から丁寧な説明がございま

したけれども、議案第19号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例につきまして、私のほうから説明をいたしますが、内容につきましては、今、建設課長が説明したとおりに基づいておりまして、この住宅開設の際に、町営住宅の管理条例に関連する条文については基準にしてつくっているということがありますので、関連する部分について一部改正を行っているというものであります。

説明は省かせていただきまして、条例を読み上げてとさせていただきます。

これにつきましては、議案説明書資料23に新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、読み上げます。

議案第19号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例。

陸別町福祉住宅条例（平成23年陸別町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

修繕費用の負担の部分であります。これは先ほど町営住宅のところと同じ引用条文です。

第14条、福祉住宅及び集会所の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて町の負担とする。

2項、入居者の責に帰すべき事由によって福祉住宅及び集会所の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならないというものであります。

また、第26条第3項中、年5分の割合を法定利率に改めるものであります。

附則を定めております。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第16号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 済みません、遅くなって申しわけございません。今回、16号、第10号の第1項について、説明書のナンバー20のハイフン4を見ましたら、今回は保証人の名称がなくなりまして、緊急連絡先を記載した請書の提出となりました。そういうことで、今後は保証人の文言が緊急連絡先が該当になるということで理解してよろしいでしょうか。

そしてまた、これについては、連絡先は全て緊急連絡者ということで、従来まで保証人という名前で使っておりまして、この公営住宅の入居に関しまして、いろいろな補助に対しての連絡、家賃の滞納があったとかどうのこうのという、そういう事例はここ最近あったのでしょうか、なかったのでしょうか、その辺、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず最初に、保証人から、今回、新たに緊急連絡先というふうになるということで、これにつきましては、あくまでも入居者の方に何かどうしても連絡をとらなければいけないけれども、もしか連絡がとれないときの非常時等につきましての連絡先ということで、今回、入居時に手続をさせていただくことになっておりまして、そういったこれまでの従前のような金銭的な保証部分とは分けて考えていただければと思います。

過去におきまして、保証人ということで、家賃等の支払いのことで連絡とかいったことがあるのかという御質問でしたが、未払いがあったときに、入居者の保証人の方のところに通知がいくような格好には今まではなっておりました。

ちなみに、ではその保証人の方に連絡がいったら、保証人が実際に未払いだった部分の家賃を払ったことがあるかということになりますと、そういった事例はありません。

以上です。

○7番（渡辺三義君） わかりました。

○議長（本田 学君） ほかに。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 議案の説明書では2ページにわたるので、議案書の説明書でないほうの24ページの関係で、第33条に第3項を加えるという点についてちょっとお聞きしたいのですけれども、この第3項は、町長または当該職員は前2項の規定により、その職務上、知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。あえてこれを3項に加えたというのは、ちょっと意味がわからないというか、わからないわけでもないけれども、というのは、当然、公務員が守秘義務ということで課せられていますよね。そういったことであれば、屋根の上にまた屋根をかぶせるような感じですが、これを入れた理由について、ちょっと説明願います。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今回の改正につきましては、国のほうで、国土交通省のほうで定めております標準条例に基づいて改正をさせていただいております。この標準条例の中で、今、議員御指摘の部分の条文が改めて加えられているものですから、当町としましても、屋根の上に屋根なのかもしれませんけれども、一応こういった条文を改めて記載させていただいております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう行政のルール上で、上が言ったからそれに従ってまたやるというのであるらしいのですけれども、何か余り、上意下達的な考えで、余り私的にはなじまないけれども、今、課長が説明したとおりで理解いたしました。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号陸別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号陸別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 22ページの1、2の3条の関係で、私の理解で、一般質問でも言ったのですけれども、結局、旧のほうでは3条の2項の改正を行っているわけなのですよね。その中で、改正のほうでは旧のほうは削除して、町営住宅管理条例の第5条、第6条に基づいて入居することに改正されたというふうに理解するわけなのですけれども、それでいいのですか、私の考えで。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員おっしゃるとおりであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 先ほど改良住宅の収入の関係で、旧のほうを見ますと、障害者云々の関係で、アですか、古い方ね、13万9,000円。ア以外のものは11万4,000円となるのですけれども、今度新しくなるということは、13万9,000円が21万4,000円、そしてイについては15万8,000円というふうに改正されたというふうに理解していいのかどうか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 第2項の部分の改良住宅に入居させるべき入居者が入居せず、または入居しなくなった改良住宅にあるときについては、陸別町営住宅管理条例に基づいてというふうになっておりまして、今、議員のお話あったとおり、そういった方につきましては、これまでから、この内容から公営住宅管理条例のほうの額に改まったというか、になったということになります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） くどいようですけれども、13万9,000円が21万何ぼということですから、7万幾ら、そして、11万4,000円であったのが15万8,000円になるというふうに今答弁されたので、入居条件の収入の場合で、それを一つの、今改正された中で改良住宅の入居ハードルが僕は低くなったと思うのです。いわゆる収入が多くても家賃的には、いわゆる低い形で住める、そういうふうに理解しますので、今後、改良住宅40戸、耐久性何とかでやって、総体的に改良していくというのか、住宅を持っていくという話になってきますので、今入っている27軒の改良住宅の人たちは、家賃をもう一度見直す状態に入ってもいいと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 今回、条例を改めさせていただいた中で、こういった形でお話しするのもあれなのですけれども、今、実質上、改良住宅につきましては、政策空き家として新たな募集をかけていないのが現状でして、今の段階としましては、ちょっと新たな募集を見込めていない状況にあります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） いわゆるこれから募集の人たち云々ではなくて、結局、今まで入っていた人たちは、改良住宅ということで、いわゆる3条の2を適用していたわけでしょう、右側の条文で。だけど、今度改正されたとなれば、家賃の見直しというところがあるのだと思うのですけれどもということを聞いているのです。それも含めて。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時09分

再開 午後 5時09分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 改良住宅におけます家賃の決定につきましては、陸別町改良住宅管理条例の第4条の中で述べられておりまして、この中でも、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とするというふうに定められておりまして、今現状としましても、実質上、公営住宅管理条例のほうで考えております積算方法と同様な形で算出しております。

以上です。

○議長（本田 学君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号陸別町改良住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（本田 学君） これから、議案第19号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町福祉住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

◎散会宣告

---

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これにて散会します。

散会 午後 5時11分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員

